

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和元年12月12日(木曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午後 4時10分 散会

## 付託事件

議案第85号, 議案第86号, 議案第87号, 議案第88号, 議案第89号, 議案第100号, 議案第101号, 議案第102号, 議案第103号, 議案第104号, 議案第107号, 議案第109号, 議案第113号, 議案第114号, 議案第123号, 議案第126号, 議案第127号, 議案第128号, 議案第131号(ただし, 第1表中歳出中第6款及び第7款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分を除く), 議案第132号, 議案第133号(ただし, 別表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分, 第5款, 第6款, 第7款, 第8款, 第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く), 報告第95号(ただし, 第1表中歳出中第11款中文教福祉委員会所管分, 産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く), 報告第98号, 報告第99号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 85号 笠間・水戸環境組合の解散について
- ② 議案第 86号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産処分について
- ③ 議案第 87号 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更について
- ④ 議案第 88号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- ⑤ 議案第 89号 水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ⑥ 議案第100号 水戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第101号 水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第102号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第103号 水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第104号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第107号 水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ⑫ 議案第109号 水戸市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
- ⑬ 議案第113号 水戸市小吹清掃工場条例を廃止する条例
- ⑭ 議案第114号 水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例の一部を改正する等の条例
- ⑮ 議案第123号 指定管理者の指定について(自転車等駐車場)
- ⑯ 議案第126号 健康増進等施設建設工事請負契約の締結について
- ⑰ 議案第127号 健康増進等施設建設電気設備工事請負契約の締結について

- ⑱ 議案第128号 健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事請負契約の締結について
- ⑲ 議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出中第6款及び第7款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分を除く）
- ⑳ 議案第132号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ㉑ 議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）
- ㉒ 報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第11款中文教福祉委員会所管分、産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く））
- ㉓ 報告第98号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第6号））
- ㉔ 報告第99号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する市税の減免に関する条例）

2 出席委員（7名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（5名）

議長	安 藏 栄 君	議員	土 田 記 代 美 君
議員	中 庭 次 男 君	議員	森 正 慶 君
議員	田 口 米 藏 君		

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	武 田 秀 君	国体推進局長	小 嶋 いつみ 君
国体推進局 参事兼 国体競技課長	大久保 克 哉 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	長谷川 昌 人 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君
国体総務課長	村 沢 晶 弘 君		
総務部長	荒 井 宰 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君

総務法制課長	上垣外泰之君	行政改革課長	熊田泰瑞君
中核市移行推進課長	宮川孝光君	財産活用課長	谷津茂男君
財務部長	園部孝雄君	税務事務所長	小川喜実君
財政課長	梅澤正樹君	契約検査課長	青山和夫君
市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	鈴木吉昭君	市民協働部副部長	横須賀好洋君
市民協働部技監	大和直文君	市民協働部兼 技術施設整備課長	太田達彦君
市民生活課長	小川邦明君	防災・危機管理課長	小林良導君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館整備課長	篠原芳之君
スポーツ課長	柏直樹君	男女平等参画課長	石塚美也君
市民課長	高安正紀君		
生活環境部長	川上幸一君	生活環境部副部長	佐藤則行君
生活環境部参事兼 ごみ対策課長	篠原勤君	生活環境部参事兼 清掃事務所長	齋藤利光君
環境課長	林栄一君	衛生管理課長	渡邊徳子君
廃棄物対策準備課長	亀井俊道君	新ごみ処理施設整備課長	宮田正一君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	石田顕男君		
監査委員局長	綿引信明君	監査委員局長 事務局次長	和田隆君
議会事務局長	小嶋正徳君	議会事務局次長 兼総務課長	関谷勇君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	永井直人君	書記	島田祐輔君
--------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担当のとおり、議案第85号ほか23件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに執行部に提出議案等の説明を求め、その後質疑を行いまして、明日13日に御意見を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第85号ほか23件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案等の説明をお願いします。

なお、11月21日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部より提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明願います。

初めに、議案第85号についてでございますが、議案第85号及び議案第86号の2件につきましては、いずれも笠間・水戸環境組合に関する議案でありますので、これらの議案について一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第85号 笠間・水戸環境組合の解散について及び議案第86号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産処分について、執行部から説明をお願いします。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 おはようございます。

それでは、市議会議案第85号 笠間・水戸環境組合の解散について、議案書では3ページとなりますが、ごみ対策課提出資料に基づき説明をいたします。

まず、1の笠間・水戸環境組合の解散については、同組合は、昭和45年2月、旧友部町、岩間町及び内原町の3町から排出されるごみの処理及び処分を目的に一部事務組合として設立されました。その後、平成の市町村合併に伴い、構成団体は笠間市と水戸市の2団体となり、笠間市は旧友部町及び旧岩間町、水戸市は旧内原町を共同処理する事務の区域として運営しております。本市においては、新たなごみ処理施設の整備を進めるに当たって、平成22年8月、同組合に脱退に係る協議の申し入れを行い、組合解散に向けた協

議を進めてまいりました。令和2年4月から新清掃工場の稼働に伴い、市全域のごみ処理を水戸市単独で行うため組合から脱退することから、笠間・水戸環境組合を解散するに至ったものでございます。

2の解散日でございますが、令和2年3月31日といたします。

3の今後の事務手続につきましては、地方自治法の規定に基づき、構成市の議会での議決を初めとする記載の手続を予定しております。

なお、参照条文として、地方自治法の関係条文を資料裏面に掲載してございますので、後ほど御参照ください。

続きまして、議案第86号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産処分に関することについて、議案書①、5ページのごみ対策課提出の資料に基づき説明させていただきます。

まず、1の解散に伴う財産処分については、(1)の基金及び歳計現金については、設立年である昭和45年度から平成29年度までの構成市が負担した分担金総額の割合の額とし、その割合は、本市が1万分の2,728、笠間市が1万分の7,272であります。

(2)の土地、建物、構築物及び物品等については、本市の持ち分も存在しますが、処分場である環境センター等の運営費を負担しないこと等で協議の結果、笠間市に帰属することといたします。

2の処分日につきましては、解散日となる令和2年3月31日といたします。

3の今後の事務手続につきましては、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、構成市の議会の議決を初めとする記載の手続を予定しております。

参考として、基金の内訳と土地、建物等を記載してございます。基金については、先ほど御説明いたしました1万分の2,728が水戸市の持ち分相当となります。

また、参照条文として、地方自治法施行令の関係条文を資料裏面に記載してございますので、御参照ください。

続きまして、3ページになります。

笠間・水戸環境組合の解散に伴う協定書(案)について、資料に基づき説明させていただきます。

協定書の内容につきましては、先ほどの委員会資料を協定書としてまとめたものでございますが、主な部分について御説明いたします。

第1条において、債権及び債務の承継内容について、第2条において、財産処分の基本的な考え方である分担金負担割合について、第3条から第8条で焼却施設等運営費及び解体費用、跡地整備、余熱利用施設の運営費及び解体費の費用負担について、第9条において、費用負担の対象施設の規模について、第10条において、最終処分場隣接の上町公民館の助成費負担、第11条において、年度ごとの予算案の編成に係る協議及び疑義事項の協議についてでございます。

説明については以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第87号についてでございますが、議案第87号及び議案第88号の2件につきましては、いずれも大洗、鉾田、水戸環境組合に関する議案でございますので、これらの議案について一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第87号 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更について及び議案第88号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、執行部から説明を願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 それでは、市議会議案第87号 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更について、議案書①の9ページになりますが、ごみ対策課提出の総務環境委員会資料により説明いたします。

まず、1の変更理由につきましては、同組合においては、大洗町、鉾田市（旭地区）、水戸市（常澄地区）のごみ処理及びし尿処理を共同で行ってまいりましたが、令和2年4月の新清掃工場稼働に伴い、市全域のごみ処理を水戸市単独で行うため、組合のごみ処理に係る事務から脱退することになったものでございます。

脱退後は、大洗町及び鉾田市の市町においてのごみ処理を、本市を含む3市町においてし尿処理を行うため、大洗、鉾田、水戸環境組合規約における共同処理をする事務を変更するものでございます。

2の変更内容につきましては、一つ目として、ごみ処理に係る共同処理する事務及び管理について、ア、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理に関する事務から水戸市は脱退します。また、常澄地区における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみの処分、処理業の許可等に関する事務の権限が組合から水戸市に移ります。

二つ目として、一部の関係市町に係る議案として、議決方法の特例を設けます。これは、ごみ処理とし尿処理についての組合における議決方法を特例として設定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたします。

4の今後の事務手続については、地方自治法に基づく構成市町の議会での議決を初めとする記載の手続を予定しております。

続きまして、市議会議案第88号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、議案書①の11ページにつきまして、ごみ対策課提出資料に基づき説明いたします。

まず、1の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務のうち、ごみ処理に係る事務から水戸市が脱退するため、令和2年3月31日現在のごみ処理に係る財政調整基金のうち、水戸市が負担した分担金総額の割合1万分の2,564に当たる額を帰属するものといたします。

2の処分日につきましては、令和2年3月31日といたします。

3の今後の事務手続については、地方自治法に基づく構成市町の議会での議決を初めとする記載の手続を予定しております。

なお、参照条文として、地方自治法の関係条文を資料裏面に記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、大洗、鉾田、水戸環境組合の規約変更に伴う費用負担等に関する協定書（案）について、資料に基づき説明いたします。

協定書の内容につきましては、先ほどの委員会資料をまとめたものでございます。主な部分について御説明いたします。

第1条において、令和2年度から令和8年度までの焼却施設等の運営費負担について、第2条において、焼却施設等の解体及び撤去に係る費用負担について、第3条から第5条において、最終処分場の運営費、工事費、使用終了後の費用負担について、第6条において、費用額等の取り扱いについて、第7条において、昭和63年度に交わした協定書の取り扱いについて、第8条において、組合財産の取り扱いについて、第9条において、疑義が生じた場合の協議について定めております。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第89号についてでございますが、議案第89号及び議案第100号ないし議案第104号、以上6件につきましては、いずれも中核市移行に関する議案でありますので、これらの議案について一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小泉委員長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第89号 水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び議案第100号 水戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例ないし議案第104号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例、以上6件について、執行部から順次説明を願います。

○**渡邊衛生管理課長** それでは、議案書①、13ページをお開き願います。

市議会議案第89号 水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例について、生活環境部衛生管理課提出の資料に基づき御説明させていただきます。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、浄化槽法第48条第1項に規定されている浄化槽の保守点検を業とする者に関する登録の権限が移譲されたため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容についてでございますが、浄化槽保守点検業者の登録に係る義務、有効期間等を初め、罰則まで12項目、22条の条文から成っております。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

2ページをごらん願います。

今回の条例において引用している浄化槽法等の参照条文を記載してありますので、後ほどお目直しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**熊田行政改革課長** 続きまして、議案書①の47ページをお願いいたします。

議案第100号 水戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例につきまして、総務部行政改革課提出の資料により御説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、中核市移行に伴い保健衛生事務が移譲されることから、行政組織を見直すこととし、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)の水戸市事務分掌条例の改正では、アの保健福祉部の名称及び事務分掌の変更として、「保健福祉部」の名称を「福祉部」に改め、事務分掌を「社会福祉に関すること」と「介護保険に関すること」とするものでございます。

また、イの保健医療部の設置として、保健医療部の事務分掌を「保健衛生に関すること」と「国民健康保

険及び国民年金に関すること」とするものでございます。

(2)の関係条例の改正では、表にお示ししたとおり、各附属機関の庶務の所管部署を改めるもので、心身障害児療育指導委員会の保健福祉部を福祉部に、予防接種対策審議会の保健福祉部を保健医療部に、介護認定審査会の保健福祉部を福祉部に、障害支援区分審査会の保健福祉部を福祉部にそれぞれ改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、後ほど御参照願います。

議案第100号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案書①の49ページをお願いいたします。

議案第101号 水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務部行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、中核市移行に伴う包括外部監査の実施に当たり、地方自治法に基づき、包括外部監査人が必要と認めるときは、外郭団体等の事務の執行について監査することができるよう関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、恐れ入りますが、資料3ページの新旧対照表をお願いいたします。

条例の題名であります。包括外部監査に関する規定を今回整理するため、「水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例」を「水戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例」に改めるものでございます。

改めまして、資料1ページへお戻りいただきまして、2の主な改正内容でございますが、包括外部監査人が必要と認めるときは、次の各号に掲げるものについて監査することができることとするものでございます。

(1)は、市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものでございます。

(2)は、市が資本金4分の1以上を出資している法人等の出納その他の事務執行で当該出資に係るものでございます。

(3)は、市が借入金の元金または利子の支払いを保証しているものの出納その他の事務執行で当該保証に係るものでございます。

(4)は、市が受益権を有する不動産の信託の受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るものでございます。

(5)は、市が公の施設の指定管理者に指定しているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものでございます。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

参考として、2ページに包括外部監査の概要を、また3ページから5ページに新旧対照表を、6ページ以降に参照条文を添付してございますので、後ほど御参照願います。

議案第101号の説明につきましては以上でございます。

○天野総務部参事兼人事課長 続きまして、議案書①、51ページをお開き願います。

議案第102号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務部



人事課提出の資料により御説明申し上げます。

1の改正理由につきましては、中核市移行による保健所の設置及び幼保一元化による幼保連携型認定こども園の設置に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、1点目といたしまして、保健所の設置に伴い、職員が犬の捕獲や飼育動物に係る立入調査などの業務に従事する場合に支給するため動物取扱特殊勤務手当を、また精神保健業務や感染症の予防または蔓延防止の業務、結核予防の業務に従事した場合に支給するため保健衛生業務特殊勤務手当を新設するものでございます。

2点目といたしまして、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭に保育所勤務特殊勤務手当を支給するため、手当の名称を変更し、支給対象者に幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

2ページから3ページには新旧対象表をお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。説明は以上でございます。

**○北條情報政策課長** 続きまして、議案書①の53ページをお開き願います。

市議会議案第103号 水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、市長公室情報政策課提出の資料に基づき御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、中核市への以降に伴い、これまで茨城県が行ってきた事務を水戸市が実施するに当たり、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用することができるよう規定するほか、法令の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容、(1)につきましては、現在、茨城県が行っている国の基準に満たないものを対象とした小児慢性特定疾病医療費の支給事務について、中核市移行後においても、茨城県が行っているこれまでの事務手続と同様にマイナンバーを利用できるよう規定の整備を行うものでございます。

次の(2)でございますが、子ども・子育て支援法に関する事務につきまして、国が法令に規定したことに伴いまして、条例における規定が不要となったことから、当該規定を削除するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日とし、改正内容(2)の部分、別表第1の改正規定、こちらにつきましては、公布の日からとするものであります。

2ページ以降に新旧対照表、6ページからは参照条文がございますので、御参照ください。

以上でございます。

**○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長** 続きまして、議案書①の55ページでございます。

市議会議案第104号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、ごみ対策課及び廃棄物対策準備課提出の総務環境委員会資料により説明いたします。

まず、1の改正理由につきましては、中核市移行に伴う産業廃棄物処理業等に関する事務及び市全域における粗大ごみの戸別収集を実施するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)産業廃棄物処理業等に関する事務に関しては、アからウの3点でございます。アの一般廃棄物処理施設設置許可証の交付及び再交付について、イの産業廃棄物処理施設設置

許可証等の再交付について、それぞれ定めるものでございます。ウにつきましては、許可申請に伴う審査等に係る手数料を定めるものでございます。

(2)の粗大ごみの戸別収集につきましては、市全域において粗大ごみの戸別収集を実施することに伴い、戸別収集の一般廃棄物処理手数料を定めるものでございます。

なお、今回の改正に伴う手数料の名称及び金額等につきましては、2ページの表1及び表2にお示ししておりますので、御参照ください。

3の施行期日については、令和2年4月1日でございます。

参考として、3ページから15ページに新旧対象表を、16ページ以降には参照条文を掲載しておりますので、あわせて御参照ください。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第107号についてでございますが、議案第107号及び議案第109号の2件につきましては、いずれも会計年度任用職員制度導入に関する議案でありますので、これらの議案について一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小泉委員長** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第107号 水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び議案第109号 水戸市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** それでは、議案書①、69ページをお開き願います。

議案第107号 水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、総務部人事課提出資料により御説明を申し上げます。

1の制定理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、一般職の非常勤職員制度であります会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の給付に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容を説明させていただく前に、会計年度任用職員制度の概要について御説明を申し上げます。

2ページの参考資料をごらんください。

まず、1の法改正の概要についてでございますが、地方公共団体におきまして行政の重要な担い手となっております臨時、非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保を図るため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用の厳格化が図られるとともに、一会計年度を超えない範囲内で任用される一般職の会計年度任用職員の任用や服務規定等に関する規定が整備され、あわせて会計年度任用職員に対する期末手当の支給を可能とするなどの規定が整備され、令和2年4月1日から施行されることとなったものでございます。

2の法改正に伴う制度移行のイメージ図をごらんください。

本市では、非常勤職員としてこれまで特別職非常勤職員であります嘱託員と臨時職員を任用してまいりま

したが、このたびの制度の改定により、産業医や学校医などの医師免許等の資格を持った嘱託員の一部はそのまま特別職の非常勤職員として任用されますが、それ以外の嘱託員や臨時職員として任用している職のほとんどが会計年度任用職員の職として新たに設定されることとなるものでございます。

また、臨時的任用職員につきましては、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合で、緊急、臨時の場合等に限定された職として設定されることとなったところでございます。

3の給付一覧についてでございますが、会計年度任用職員につきましては、勤務時間が正規職員よりも短い勤務時間であるパートタイムの会計年度任用職員と、正規職員と同様のフルタイムの会計年度任用職員との2種類がございまして、パートタイム会計年度任用職員は、報酬、費用弁償、期末手当の支給対象となり、フルタイム会計年度任用職員は、給与、旅費、手当の支給対象となるなど、ごらんのとおり、それぞれの項目を支給する予定となっております。

法改正の概要のところでも御説明申し上げましたが、大きな改定といたしましては、期末手当の支給が可能となった点でございます。任期が6カ月以上で、かつ1週間当たりの勤務時間が一定以上の会計年度任用職員が支給対象となります。

期末手当の支給割合につきましては、年間で2.6月分の支給となりますが、本市におきましては、2年の期間をかけて段階的に引き上げ、制度が完成する令和4年度には、支給要件を満たした会計年度任用職員に年間で2.6月支給する取り扱いとするものでございます。

なお、令和2年度の本市の会計年度任用職員の任用につきましては、4の勤務条件のところにも記載させていただいておりますが、パートタイムの会計年度任用職員のみとし、将来的にフルタイムの会計年度任用職員の任用を行うことができるよう制度設計を行うものでございます。

以下、休暇、服務及び懲戒、その他の勤務条件等、人事評価、募集及び選考、再度の任用等についての概要をお示ししてございますので、御参照いただければと存じます。

1ページにお戻りください。

2の主な制定内容についてでございますが、(1)のパートタイムの会計年度任用職員の給与制度につきましては、アといたしまして、第3条から第10条にかけまして報酬及び期末手当等の支給に関して規定するとともに、イといたしまして、第20条及び第21条で正規職員の通勤手当及び旅費に相当する額を費用弁償として支給する旨規定してございます。

次に、(2)のフルタイムの会計年度任用職員の給与制度につきましては、アといたしまして、第3条及び第13条から第16条にかけまして給料、地域手当など記載の諸手当の支給について規定するとともに、正規職員の給料表1級及び2級を準用して級号給を決定する旨規定してございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

4ページから5ページに参照条文をお示ししてございますので、御参照いただければと思います。

なお、前回の委員会で資料の請求をいただきましたので、別添のとおり提出申し上げます。

内容について、御説明申し上げます。

1といたしまして、嘱託員及び臨時職員の状況をお示ししてございます。

令和元年10月1日現在の嘱託員及び臨時職員の配置課、主な従事業務、月額報酬、人数がわかる資料と

なっております。

嘱託員につきましては、3ページ右下のとおり788人、臨時職員につきましては、4ページ右下のとおり479人で、合計1,267人となっております。

また、5ページの上段に、2といたしまして、会計年度任用職員制度移行後の主な職種別の年収の推移がわかる資料をお示ししております。

内容につきましては、左側の列が主な職種として、上から現在の一般事務の臨時職員、一般事務の嘱託員、保育士嘱託員、保健師嘱託員となっており、その右側に現行の年収額、その隣が、期末手当を段階的に引き上げていくこととしておりますことから、1年目、2年目、3年目の年収と現行の年収との差額をお示ししております。

一番上の一般事務の臨時職員で申し上げますと、現在で約168万円の年収でございますが、制度が完成する令和4年度には、年収が約227万円となり、約59万円の年収が増加するということとなっております。

次に、5ページの下段に3といたしまして、全体の影響額の試算を示しております。

令和2年度に各課に配置されます会計年度任用職員の人数につきましては、現在、各課から来年度の事業内容や業務量等についてヒアリングを行い、精査した上で、今後、正職員の定数内示の時期にあわせて内示をする予定となっておりますので、現時点では未確定ですが、仮に令和元年10月1日時点の嘱託員及び臨時職員のほとんどが会計年度任用職員に移行したものととして、全体の影響額を試算したものでございます。

2と同様に、3年間の推移をお示ししております。現行の概算の年間所要額約21億円と比較しまして、制度完成時の令和4年度には、年間で約5億2,000万円の増額を見込んでいるところでございます。

議案第107号の説明は以上でございます。

続きまして、議案書①、77ページをお開き願います。

議案第109号 水戸市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例につきましても、総務部人事課提出資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由でございますが、会計年度任用職員制度が導入されたことに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、(1)の水戸市職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の分限による休職の期間を任命権者が定める任期の範囲内とするなどの規定を定めるものでございます。

(2)の水戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の懲戒による報酬の減額に関する規定を追加するものでございます。

(3)の水戸市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員は独自の給与条例を制定するため、本条例の対象外とするとともに、非常勤職員の給与に関する規定を整備するものでございます。

(4)の水戸市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきまして

は、会計年度任用職員である技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規定を追加するものでございます。

(5)の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、一部の非常勤特別職が会計年度任用職員等に移行することに伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

(6)の水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、勤勉手当の支給及び職務復帰後の号給調整について、会計年度任用職員は対象外とするなどの規定を追加するものでございます。

(7)の水戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の給与その他の勤務の状況を公表対象に加えるため、改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としています。

2ページから10ページは新旧対照表、11ページに参照条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第113号 水戸市小吹清掃工場条例を廃止する条例について、執行部から説明をお願いします。

齋藤参事兼清掃事務所長。

○**齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長** 議案書①の85ページをお開き願います。

市議会議案第113号 水戸市小吹清掃工場条例を廃止する条例についてでございます。

説明につきましては、生活環境部清掃事務所提出の議案書113号参考資料により御説明させていただきます。

1の廃止理由でございますが、水戸市小吹清掃工場の供用廃止に伴い、水戸市小吹清掃工場条例を廃止するものでございます。

2の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

裏面に水戸市小吹清掃工場条例を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第114号 水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例の一部を改正する等の条例について、執行部から説明をお願いします。

谷津財産活用課長。

○**谷津財産活用課長** 議案書①、87ページをお開き願います。

市議会議案第114号 水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例の一部を改正する等の条例についてでございますが、説明につきましては、財産活用課提出の委員会参考資料により御説明申し上げます。

1の改正等の理由でございますが、本庁舎駐車場の整備工事が今年度完了することに伴いまして、新たに整備した本庁舎地下部分の駐車場の使用について、関係規定の整備を行いますとともに、それまで有料化を停止するために定めておりました水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例の停止に関する条例を廃止しまして、駐車場使用料の徴収を再開するものでございます。

2の改正等の内容でございますが、(1)として、新たに整備した地下部分の駐車場を含めた本庁舎駐車場

の使用についての文言を第1条において加えるものでございます。

(2)として、整備工事のために水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例の停止に関する条例を定め、有料化を停止しておりましたが、第2条においてこれを廃止し、駐車場使用料の徴収を再開するものでございます。

3の施行期日でございますが、工事の年度内完了を見込みまして、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日を施行日とするものでございます。

参考といたしまして、資料2ページに改正条例の新旧対照表を、3ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第123号 指定管理者の指定について（自転車等駐車場）について、執行部から説明願います。

小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 議案書①、105ページをお開きいただきますようお願いいたします。

市議会議案第123号 指定管理者の指定について（自転車等駐車場）について、防災・危機管理課提出資料により御説明いたします。

1、管理を行わせる公の施設につきましては、水戸駅及び赤塚駅周辺の6カ所の市営自転車等駐車場を一括して管理運営するものでございます。

2、指定管理者となる団体につきましては、株式会社アピックでございます。

3、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

資料裏面をごらんいただきますようお願いいたします。

指定管理者候補者に関する審査結果を掲載しております。

選定方法は公募により行い、申請団体は一般社団法人日本駐車場工学会、株式会社アピックの2団体から申請がございました。

候補者の選定につきましては、指定管理者候補者選定委員会において、指定管理基準に基づき検討した結果、評価が高かった株式会社アピックを指定管理者の候補者として選定したものでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第126号についてでございますが、議案第126号から議案第128号までの3件につきましては、いずれも健康増進等施設建設に関する議案でありますので、これらの議案について一括して説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第126号 健康増進等施設建設工事請負契約の締結についてないし議案第128号 健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事請負契約の締結について、以上3件について、執行部から説明を願います。

宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 議案書①の131ページをごらん願います。

市議会議案第126号 健康増進等施設建設工事請負契約の締結について、お手元に配付しております生活環境部新ごみ処理施設整備課提出の資料により御説明申し上げます。

1の工事名は、健康増進等施設建設工事であり、2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要でございますが、健康増進等施設は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下1階、地上2階建て、建築面積4,294.60平方メートル、屋外便所・倉庫は、鉄筋コンクリート造一部木造、地上1階建て、建築面積90.72平方メートル、自転車置き場などその他附属棟の建築工事一式と外構工事一式でございます。

4の契約金額につきましては、14億9,600万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、株木・菅原・田口建特定建設工事共同企業体であり、代表者は水戸市吉沢町311番地1、株木建設株式会社、代表取締役、株木康吉でございます。構成員は、代表のほか、水戸市白梅1丁目2番33号、菅原建設株式会社、代表取締役、下田徳行と水戸市城南3丁目12番6号、田口建設工業株式会社、代表取締役、田口恵一郎でございます。出資比率につきましては、構成員1が50%、構成員2が30%、構成員3が20%となっております。

6の添付資料につきましては、2ページに位置図、3ページに配置図を、4ページから7ページは平面図、立面図、完成予想図でございます。8ページに一般競争入札調書を添付してございますので、御参照願います。

続きまして、議案書①の133ページをごらん願います。

市議会議案第127号 健康増進等施設建設電気設備工事請負契約の締結について、提出資料により御説明させていただきます。

1の工事名は、健康増進等施設建設電気設備工事であり、2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要でございますが、健康増進等施設建設工事に係る電気設備工事一式でございます。

4の契約金額につきましては、2億3,034万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、ケイテクノ・石川・江沼特定建設工事共同企業体であります。代表者は、水戸市城南2丁目7番14号、株式会社茨城ケイテクノ、代表取締役、笹木尚雄でございます。構成員は、代表のほか、水戸市松が丘2丁目5番36号、石川電機株式会社、代表取締役、石川英子と、水戸市自由が丘4番11号、江沼電機工業株式会社、代表取締役、江沼淳でございます。出資比率につきましては、構成員1が50%、構成員2が30%、構成員3が20%となっております。

6の添付資料につきましては、2ページに位置図、3ページに配置図を、4ページから7ページは平面図、立面図、完成予想図でございます。8ページに一般競争入札調書を添付してございますので、御参照願います。

続きまして、議案書①の135ページをごらん願います。

市議会議案第128号 健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事請負契約の締結について、提出資料により御説明させていただきます。

1の工事名は、健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事であり、2の工事場所は、水戸市下入野町地内でございます。

3の工事概要でございますが、健康増進等施設建設工事に係る機械設備（給排水）工事一式でございます。

4の契約金額につきましては、3億6,058万円でございます。

5の契約の相手方につきましては、暁飯島・高橋・東冷特定建設工事共同企業体であり、代表者は、水戸市千波町2770番地の5、暁飯島工業株式会社、代表取締役、植田俊二でございます。なお、暁飯島工業株式会社の代表者につきましては、11月26日に入札参加資格変更届の提出がございまして、荻津仁彦から植田俊二に変更となっております。

構成員は、代表のほか、水戸市大串町952番地4、高橋商事株式会社、代表取締役、高橋正光と、水戸市見川町字丹下2187番地の1、東冷サービス株式会社、代表取締役、飯村英樹でございます。出資比率につきましては、構成員1が50%、構成員2が30%、構成員3が20%となっております。

6の添付資料につきましては、2ページに位置図、3ページに配置図を、4ページから7ページは平面図、立面図、完成予想図でございます。8ページに一般競争入札調書を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出中第6款及び第7款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案及び第1表中歳出中第2款総務費1項総務管理費25目財政調整基金について、梅澤財政課長、お願いします。

○**梅澤財政課長** それでは、議案書①の141ページをお開きください。

市議会議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出中第6款及び第7款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分を除く）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ22億4,350万円を追加し、総額を1,350億5,212万8,000円とするものでございます。

また、第2条では、債務負担行為を追加するものでございます。

ページを返していただきまして、次ページの142ページ、第1表歳入歳出予算補正に各款項の補正額を記載しております。内訳につきましては、議案書②、補正予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、議案書②、補正予算に関する説明書の4ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

第2款総務費1項総務管理費25目財政調整基金費につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成30年度の決算剰余金の2分の1以上の額としまして、15億4,200万円を基金に積み立てるものでございます。

○**小泉委員長** 次に、第4款衛生費2款清掃費3目し尿処理費について、渡邊衛生管理課長。

○**渡邊衛生管理課長** 続きまして、2行目の第4款衛生費2項清掃費3目し尿処理費につきましては、被災



浄化槽清掃補助金として500万円を補正するものでございます。内容については、台風第19号により泥水等が入った浄化槽の清掃費用につきまして、その半額を被災者支援として補助するものでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、歳入について、梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、続きまして、歳入予算の補正について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

まずは、第12款1項1目地方交付税につきましては、台風第19号で被害を受けた農業者及び中小企業支援のための経費に拠出される特別交付税を1億202万5,000円計上するものであります。

第17款県支出金2項県補助金につきましては、4目農林水産業費補助金は、保管米浸水被害支援及び被災農業者支援に対し5億2,455万円、5目商工費補助金は、被災中小企業に対する利子補給事業に対し145万円、合わせて5億2,600万円を計上するものであります。

次に、第20款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、この補正で計上しました台風第19号の災害対応経費の財源として財政調整基金から7,347万5,000円を繰り入れるものであります。

第21款1項1目繰越金につきましては、財政調整基金への積み立てのため、前年度剰余繰越金を15億4,200万円措置するものでございます。

以上で歳入歳出予算の補正の説明を終わります。

○小泉委員長 次に、第2表債務補正行為補正中包括外部監査に係る債務負担について、熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、議案書①の143ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正のうち、1行目の包括外部監査に係る債務負担につきましては、中核市移行に伴う包括外部監査の実施に当たり、今年度から準備行為をする必要があることから、令和元年度から令和2年度までの期間で限度額1,200万円を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、第2表債務負担行為補正中自転車等駐車場管理運営に係る債務負担について、小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 同じく第2表債務負担行為補正の2行目、自転車等駐車場管理運営に係る債務負担につきましては、議案第123号により提案しております自転車等駐車場管理運営の指定管理に伴い、その管理委託料につきまして、令和元年度から令和6年度までの期間で4億670万円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、第2表債務負担行為補正中当委員会所管分以外について、報告願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、総務環境委員会所管以外の債務負担として、3行目の水戸の桜まつりに係る債務負担行為について御説明いたします。

来年の3月末から実施する桜まつりのライトアップ経費について、本年度から準備行為をする必要がござ

いますので、限度額として300万円を設定するものでございます。

債務負担行為につきましては、議案書②、補正予算に関する説明書に関連する調書を記載しております。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○**小泉委員長** 次に、議案第132号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○**天野総務部参事兼人事課長** それでは、追加の議案書⑦、1ページをお開き願います。

議案第132号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、総務部人事課提出資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由につきましては、国等に準じて令和元年度の給与改定を実施するため、水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、初めに、(1)の水戸市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

アの第1条の令和元年度改正でございますが、(ア)としまして、行政職給料表の改定につきましては、国に準じ平均0.1%引き上げることとし、大学卒業程度の初任給を1,500円、高校卒業程度の初任給を2,000円引き上げるとともに、30代前半までの職員が在職する号給について、所要の改定を行うものでございます。また、消防職、医療職、技能労務職及び企業職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改正を行ってまいります。

(イ)の令和元年12月における勤勉手当につきましては、令和元年12月期の支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

(ウ)の特定任期付職員におきましては、給料表の1号給を1,000円引き上げるとともに、令和元年12月期の支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

続きまして、イの第2条の令和2年度改正についてでございます。

(ア)の住居手当につきましては、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を1,000円引き上げてまいります。なお、令和2年度において手当の額が1,000円を超える減額となる職員及び令和3年度において手当額2,000円を超える減額となる職員につきましては、経過措置を設けるものでございます。

2ページをごらんください。

(イ)の令和2年度以降の勤勉手当につきましては、6月期、12月期の支給割合が均等となるように改正するものでございます。

(ウ)の令和2年度以降の特定任期付職員の期末手当につきましても、6月期、12月期の支給割合が均等となるように改正するものでございます。

下の表は、再任用職員以外の職員の期末・勤勉手当の支給割合で、上の表から順に現行、改正後、令和2年度以降の支給割合となっており、網かけ部分が改正箇所でございます。

次に、(2)の市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例につきましては、アの第3条の令和元年度改正において、市議会議員の令和元年12月期における期末手当を0.05月分引き上げ、イの

第4条の令和2年度改正において、令和2年度以降の6月及び12月期の支給割合を改正するものでございます。

(3)の常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例につきましては、(2)と同様に、アで常勤特別職の令和元年12月期における期末手当を0.05月分引き上げ、イで令和2年度以降の6月、12月期の支給割合を均等となるように改正するものでございます。

3ページをごらんください。

3の施行期日等につきましては、(1)の令和元年度の給与に関する第1条、第3条、第5条の規定については、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとし、(2)の令和2年度以降の給与に関する第2条、第4条、第6条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行することとしてございます。

4ページと5ページに参考として、改正前と改正後の住居手当の計算方法等について、6ページから22ページには新旧対照表をお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、別表中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、追加議案書⑦の15ページをお願いします。

市議会議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、別表中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、御説明いたします。

この補正につきましては、職員の給与改定に伴うものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に5,424万7,000円を追加し、総額を1,351億637万5,000円とするものです。

ページを返していただきまして、8ページから9ページに各款項の補正額を記載しております。

それでは、歳出から御説明いたします。

議案書⑧の補正予算書をお願いいたします。

議案書⑧、補正予算に関する説明書の4ページの歳出から御説明いたします。

この補正予算は、給与改定に伴うものでございまして、一般職及び特別職の給与を補正するものでございます。

説明欄の内訳としましては、給与改定に伴う増加額及び人事異動に伴うその他の増減額として記載しております。

このほか、職員の臨時休業の代替で雇用する臨時職員、外郭団体の職員の給与改定に伴う補助金や委託料、特別会計の補正に伴う繰出金を補正するものでございます。

それでは、各款項について説明してまいります。

第1款1項1目議会費につきましては、議員及び事務局の職員の給与を合計で658万2,000円の減

額をするものでございます。

第2款総務費1項総務管理費につきましては、1目一般管理費は、市長及び副市長の給与、また職員給与、臨時職員関係経費を補正するものでございます。

10目芸術館費は芸術振興財団、11目国際交流費は国際交流協会の補助を増額するものであり、12目男女平等参画センター費は職員給与を補正するものでございます。

ページを返していただきまして、6ページの上段でございますが、補正額は項の合計で2,609万2,000円の減額でございます。

続きまして、2項徴税费1目税務総務費につきましても、職員給与及び臨時職員給与を補正するものであり、合計で855万4,000円の減額でございます。

3項1目戸籍住民台帳費につきましては、154万9,000円の減額でございます。

4項選挙費1目選挙管理委員会費は、職員給与費を補正するものでございまして、ページを返していただきまして、8ページでございます。3目諸選挙費と合わせて68万7,000円の増額をするものでございます。

5項統計調査費1目統計調査総務費は、職員給与を補正するものであり、139万4,000円の減額でございます。

6項1目監査委員費は、常勤監査委員及び事務局職員給与を補正するものであり、80万円の減額となっております。

続きまして、16ページまでお進みください。

16ページの第4款衛生費1項保健衛生費のうち、7目斎場費は、職員給与を44万6,000円増額するものであります。

続きまして、2項清掃費1目清掃総務費及び2目塵芥処理費については、職員給与及び臨時職員の経費を補正するものであり、ページを返していただきまして、18ページの3目し尿処理費と合わせて、項の合計で416万6,000円を増額するものでございます。

続いて、32ページまでお進みください。

32ページの下段でございます。

第10款教育費6項保健体育費のうち、1目保健体育総務費は、職員給与費を262万1,000円増額し、2目体育施設費はスポーツ振興協会の委託料補助金を128万4,000円増額するものでございます。歳出予算の説明は以上です。

それでは、歳入予算について御説明いたしますので、2ページまでお戻りください。

2ページの歳入について御説明いたします。

まずは、第20款1項1目繰越金で、今回の補正に要する一般財源として5,057万7,000円を措置するものでございます。

第22款諸収入の5項雑入につきましては、臨時職員に係る共済費の補正に伴い、社会保険掛金を367万円増額するものでございます。

議案第133号の説明は以上でございます。

34ページに給与費明細を記載しておりますので、よろしく申し上げます。

○**小泉委員長** 次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第11款中文教福祉委員会所管分、産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く））について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、梅澤財政課長。

○**梅澤財政課長** それでは、議案書①にお戻りください。

議案書①の145ページの報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第11款中文教福祉委員会所管分、産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く））について、御説明いたします。

こちらにつきましては、令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）を裏面のとおりに、地方自治法第179条1項の規定に基づき専決処分したものでございます。また、同条第3項の基本的により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただいて、146ページが専決処分した補正予算でございます。

令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ36億9,400万円を追加し、総額を1,321億4,662万8,000円とするとともに、第2条で地方債の補正を行ったものでございます。

こちらにつきましては、令和元年10月14日付で台風対応として専決処分をいたしました。

右側の147ページに歳入歳出予算の各款項の区分の補正額を示しております。

それでは、議案書④の補正予算の説明書について、歳出から御説明いたします。

以上で、議案の部分の説明を終わります。

○**小泉委員長** 次に、第1表歳出中第2款総務費1項総務管理費19目防災対策費について、小林防災・危機管理課長。

○**小林防災・危機管理課長** 議案書④、補正予算に関する説明書6ページ、7ページをお開きいただきますようお願いいたします。

上段でございます第2款総務費1項総務管理費19目防災対策費につきましては、台風第19号の対応に係る職員の手当、消防団の報償費、さらには災害廃棄物の処理経費19億4,600万円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、第3款民生費4項1目災害救助費について、小川市民生活課長。

○**小川市民生活課長** 引き続き、議案書④、6ページ、7ページ中段をごらん願います。

第3款民生費4項災害救助費1目災害救助費につきましては、台風第19号の被災者の応急的な保護を行うため、食料品の調達や生活必需品の確保に要する経費として、需用費1,500万円を増額補正したものでございます。

以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、第11款災害復旧費4項教育施設災害復旧費1目保健体育災害復旧費について、太田

技監兼体育施設整備課長。

○太田市民協働部技監兼体育施設整備課長 続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。

3段目の表、第11款災害復旧費4項教育施設災害復旧費1目保健体育災害復旧費につきましては、台風第19号の影響で浸水被害を受けました柳河市民運動場を初めとする体育施設の災害復旧事業費といたしまして、2,300万円を増額補正したものでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、第13款1項1目予備日及び歳入並びに第2表地方債補正について、梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、最下段、第13款1項1目予備費につきましては、災害対応としまして、緊急的な財政支出に対応するため、予備費1億円の増額を行ったものでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、2ページにお戻りください。議案書④の2ページでございます。

まずは、第12款1項1目地方交付税につきましては、災害廃棄物処理に対し措置される見込みの特別交付税を7億5,720万円措置したものであります。

第16款国庫支出金のうち、1項国庫負担金3目災害救助費国庫負担金につきましては、土木施設の災害復旧費の財源として2億4,000万円を措置いたしました。

2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金では、災害廃棄物処理経費の財源として9億4,650万円、9目災害復旧費国庫補助金では、農業用施設などの災害復旧の財源として6億9,600万円を計上しまして、合わせて国庫補助金としては16億4,250万円を措置したものでございます。

第17款県支出金1項県負担金1目民生費負担金につきましては、災害救助費の財源として1,500万円を計上したものであります。

4ページをお願いいたします。

第20款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、この補正に要する一般財源として、財政調整基金から2億5,040万円を繰り入れるものでございます。

第23款2項市債につきましては、災害廃棄物処理事業債、また農業用施設の災害復旧費、合わせて7億8,890万円を計上したものでございます。

歳入については以上でございます。

議案書①の148ページにお戻りください。

148ページは地方債の補正でございます。

市債の増額に伴い、災害廃棄物処理事業、災害復旧事業、それぞれ記載のとおり限度額を定めたものでございます。

報告第95号の説明は以上であります。

○小泉委員長 次に、報告第98号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第6号））について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、議案書①の157ページをお願いいたします。

報告第98号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第6号））でございます。

こちらにつきましても、台風対応のため専決処分したものであり、11月1日付で処分したものでございます。

裏面、158ページが内訳になっております。

第1条で、歳入歳出予算総額を6億6,200万円追加し、総額を1,328億862万8,000円としたものです。

また、第2条で、地方債の追加を行っております。

令和元年11月1日付で専決処分をいたしました。

右側の159ページに歳入歳出予算額の補正額を記載しております。

それでは、議案書⑤、歳出予算説明書から説明いたしますので、議案の部分の説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、第1表中歳出中第3款民生費4項1目災害救助費について、小林防災・危機管理課長。

○**小林防災・危機管理課長** 議案書⑤、補正予算に関する説明書、4ページ、5ページをごらんいただきますようお願いいたします。

第3款民生費4項災害救助費1目災害救助費につきましては、台風第19号により被災された方の生活再建のために、災害見舞金、被災者生活再建支援金、被災された住宅の応急修理に係る経費等6億6,200万円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、歳入及び第2表地方債補正について、梅澤財政課長。

○**梅澤財政課長** それでは、議案書⑤の2ページをお願いいたします。

専決処分の歳入の御説明でございます。

第17款県支出金1項県負担金1目民生費負担金につきましては、災害救助費の財源として2億9,950万円を措置しました。

2項県補助金2目民生費補助金については、被災者生活再建支援の財源として3,750万円を措置したものであります。

第20款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、補正に要する財源として6,500万円を繰り入れるものでございます。

第23款1項市債2目民生債につきましては、災害援護資金転貸債を2億6,000円計上するものであります。

歳入は以上でございます。

それでは、議案書①の159ページにお戻りください。

災害援護資金を目的とした起債の増額に伴いまして、限度額2億6,000万円を措置したものでございます。

報告第98号の説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、報告第99号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する市税の減免に関する条例）について、執行部から説明を願います。

佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 それでは、議案書①の161ページをお開き願います。

報告第99号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する市税の減免に関する条例）について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年台風第19号による被災者に対する市税の減免に関する条例について、162ページから164ページまでの別紙のとおり、令和元年10月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

条例の内容につきましては、財務部収税課提出の総務環境委員会資料により御説明させていただきます。

まず、資料1ページの1の制定理由でございますが、この条例は、台風第19号の被災者の負担の軽減を図るため、令和元年度分の市税の減免について、専決処分により条例を制定したものであります。

次に、2の制定内容でございますが、(1)減免の対象につきましては、令和元年度分の市税のうち、10月以後の納付に係る税額が対象となるものでございます。

(2)の市民税の減免につきましては、アの納税義務者が災害により人的被害をこうむった場合でございますが、本人が死亡した場合あるいは生活扶助を受けることとなった場合においては、個人市民税を全部減免するものであります。また、納税義務者が障害者となった場合には、10分の9の減免となります。

イの納税義務者の所有に係る自己の居住用住宅に損害を受けた場合につきましては、浸水による判定で床上浸水が基準となるものでございますが、損害の程度が（ア）の全壊の場合は、納税義務者の合計所得金額により、全部から4分の1までの割合で減免となります。また、損害の程度が（イ）の大規模半壊もしくは半壊の場合は、それぞれ納税義務者の合計所得金額により、2分の1から8分の1までの割合で減免されることとなります。

なお、これらにつきましては、合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が対象となります。

続きまして、資料の裏面、2ページをごらん願います。

(3)固定資産税の減免についてでございますが、アの土地について、災害により損害を受けた場合につきましては、被災した土地の面積の割合に応じて、その土地に係る固定資産税の全部から10分の4までの割合で減免となります。

また、イの家屋につきましては、全壊から半壊までの損害の程度に応じて、家屋に係る固定資産税の全部から10分の4の割合で減免されます。

また、ウの償却資産につきましては、固定資産税の家屋の基準に準じて減免されるものでございます。

なお、都市計画税につきましては、固定資産税と同じ割合で減免となります。

次に、(4)損害の程度の判定につきましては、損害の程度を国の基準に照らして判定することを定めたものであります。

次に、(5)減免の申請でございますが、申請期限を令和2年3月31日と定めたものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

また、3ページ以降に参照条文を記載してございますので、後ほど御参照願います。

説明につきましては、以上でございます。

○小泉委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。



それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第85号についてでございますが、議案第85号及び議案第86号の2件につきましては、いずれも笠間・水戸環境組合に関する議案でありますので、これらの議案について一括して質疑を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第85号 笠間・水戸環境組合の解散について及び議案第86号 笠間・水戸環境組合の解散に伴う財産処分について、質疑のある方は発言をお願いします。

福島委員。

○福島委員 議案第85号と議案第86号は同じものですから、これらに対しお尋ねをいたします。

まず、これは解散で、財産分与であり、そういう中で、議案第86号の資料のほうに水戸市が1万分の2,728、笠間市は1万分の7,272とあるが、これの算出基礎は何ですか。

○小泉委員長 篠原ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは、組合を設立した昭和45年度から平成29年度までに構成市が負担した分担金総額の割合により算出した額でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、水戸市の分は幾らなんですか。笠間市の分は幾らなんですか。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在のところの財政調整基金、10月31日現在残高で計算いたしますと、水戸市分が517万7,178円、笠間市分が1,380万748円と推計されます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、内容がわからない。それは財政調整基金で現金がこれだけあったから、分けたんだという意味。現金なの、財政調整基金の。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

定期預金として運用されております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、2の財産処分の表で、土地が3億4,000万円、建物が9億1,600万円余、構築物が9,400万円余、そうするとこれで13億円ぐらいあるんだけど、そのほかに物品で39万円余ですから、少ないんです。これの水戸市の分は幾らなんですか、この割合でいくと。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 割合で申しますと、先ほどの水戸市の試算見込みとしては、土地、建物で3億6,866万2,000円とございましたが、基本的に土地、建物、構築物等の物品は笠間市に帰

属することといたします。

その理由といたしまして……

○福島委員 違うよ、私が聞きたいのは理由じゃない。笠間市に帰属するのは後の話でしょう。現実に水戸市の財産の持ち分は幾らあったかと。笠間市は幾らかと。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、土地、建物については、水戸市が3億6,866万2,000円でございます。

○福島委員 笠間市は。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 水戸市が今……

[発言する者あり]

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、財産分与なんだから、水戸市の分が幾ら、笠間市の分は幾ら、これは基本だろうよ。何でわからないの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 失礼いたしました。9億8,274万6,000円が笠間市の持ち分でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、その分は総額で水戸市は幾らあるの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 水戸市分と笠間分を足しまして13億5,140万8,000円となります。

○福島委員 だから、その中の水戸市の分は。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 3億6,866万2,000円相当になります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、今度、資料3ページの第3条、水戸市はごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの基準日の翌日以後の運営費は負担しないということになっているわけ。払わなくていいんだと。

第4条に、焼却処理施設等の解体及び撤去にかかわる費用について、分担金の負担割合で算出した額を負担すると。そうすると、この部分は幾らなんですか。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

第4条の解体費につきましては、実際に解体するときにかかった費用に先ほどの分担金割合を乗じたものを負担する予定でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、実際に解体費用の計算というのは、今できないということなの。幾らかかるかわ

からないの。

だってさ、解体するということは、もう老朽化しているから、これから増築もあり得るとのことだよ。そういうものも含めて解体にかかる金額は幾らなのか。それと、最終的にはいつ解体する想定なのか。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、第9条において、施設の対象範囲としては、基準日において現有する施設を対象としております。その後ふえたものについては対象といたしません。

いつまで使うかということに関しましては、こちらはまだ耐用年数が来ておりませんので、明らかにはなっておりません。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 基準日を基本にするなら、今の時点で計算はできないの。幾らという算定がなければ、あと5年、10年後に今度は何億円かかりますよと言われても、全部払うということになっちゃうでしょうよ。その計算ができてないのはおかしいよ。

○小泉委員長 篠原ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 現時点での見積もり値でございますが、環境センターについては、約6億円の総額のうち、先ほどの負担割合、27.28%の負担ということで推計されます。

[発言する者あり]

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 今の負担割合を掛けまして、約1億6,200万円程度になるという計算です。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そういうふうにできているんだから、何で明確にしないんだと。

そうすると、1億6,200万円が、将来において解体費が高くなるよという予測なんですわ。

そうしたら、例えば今の時点でこれを払っちゃえばいいんじゃないの。それを先送りするということは、どんどん解体費が上がっていくということが予測されるの、それとも少なくなるの見込んでいるの。

○小泉委員長 篠原ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 検討委員会、首長等の協議において、現時点でお支払いするという提案もいたしました。結論として、解体時にお支払いするということとなりました。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、解体が予測されるのはいつなの。これ、水戸市が抜けちゃえば、笠間市だけど、笠間市でもこれは老朽化して、もう建てかえなきゃならないという時期に来ているんだから。あと耐用年数はどのぐらいなの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

清掃工場の耐用年数は定まっているわけではございませんが、類例として35年が耐用年数ということになります。笠間市につきましては、やはりあと数年で耐用年数が来ることになるかと思っております。

ただ、現時点では、大規模改修をしている自治体、施設が多いので、より長く使っている事例もございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 35年ということは、もう30年以上過ぎているということでしょうよ。そうすると、向こうで改修工事をやって、それが何年もたってから解体工事という時点まで、お金を払う責任が残っていると、こういうことになる。

だから、我々は、そういう負債はね、早く処理して、後世に残しちゃだめだという考えを持っている。

だけれども、現実にはもう何年たっているの。35年と言うけれども、もう30年以上たっているでしょうよ。

○小泉委員長 建設年数または耐用年数が出ていれば、お願いします。

篠原ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 大変失礼いたしました。完成が平成4年7月でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 解体費用を払うということはわかる。そうすると、金額はわからないということだね。

これから水戸市が抜けると、清掃工場は笠間市だけで運営するわけですよ。そうすると、当然老朽化しているから、あれ、直さなきゃならないよと、そういうのがたくさんあるわけですよ。

そうすると、あなたが先ほど言った基準日というのはいつなの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 資料3ページにございます笠間・水戸環境組合解散に伴う協定書(案)でございますが、この第1条において、令和2年3月31日を基準日とすると定めております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、来年の3月だけれども、その後ね、いつまで待っても、永久に負債を残していくということになるんだよね。

まだそのほかにあるんだけれども、第7条で、ゆかいふれあいセンターの費用も年間8,000万円か1億円かかるわけですよ。

毎年8,000万円から1億円赤字だと、10年で10億円ですよ。それで、また水戸市が負担するということは納得いかないの、現実には今度水戸市が抜けたら、これはどのぐらい払うんですか。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ふれあいセンターの運営費につきましては、解散から5年に限りまして、水戸市民の使用割合を算出した額を負担することといたしております。額については、年間1,700万円程度でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、1,700万円払うという、その大義名分は何なんですか。払わなきゃならないという理由は。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 この協議の過程では、ずっと払っていただきたいという方針を示されまして……

〔「いや、誰だっただけもらえるなら金もらう」と呼ぶ者あり〕

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 水戸市民が、先ほど申しましたように、23%使っているという現状を見て、その分を5年間だけ支払うということで協定が結ばれたものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、そのほかに支払いは何があるんですか。

○小泉委員長 篠原ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 継続して負担する費用につきましては、最終処分場の安定化が図られるまで、本市の焼却灰が入っているということから、水処理が必要になります。このようなことで、こちら最終処分場の運営費に先ほどの負担金の割合で負担する方針としております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、金額を聞いているの、金額。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 継続的な費用の負担といたしましては、令和2年度から令和6年度までが年間2,130万円、令和7年度以降は、最終処分場の水処理費用のみ負担となるため、年間440万円と推計しております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 質問しなきゃ、幾らかかるとか答えが出てこない。これから水戸市の市民の負担が幾らあるか、毎月幾らか、年間幾ら払わなきゃならないか、そういうことを理解して議会は議決をするの。

だから、委員長、今やったものを整理して、何が幾ら、何が幾らと、本当はここに出てくるべき資料なんだけれども、一つも出てこないから、明日までに出してください。

○小泉委員長 ただいま資料請求をいただきましたが、各委員、いかがですか。

〔「明日」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 資料請求なんですけれども、その費用に関して、今、答弁が出ているわけですから、例えば午後までにして、午後にもう論議を集中させちゃうというようなことも可能なのかと思うんですけれども、また明日になっても……

〔「できるだろう」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 資料ができるならば、当然そのあたり、大洗のほうでも恐らくそのような部分が出てくると思いますので、そこら辺も含めて、昼休みをきちんととった上で、資料請求ができるかどうか確認していただきたいと思います。それによって、資料の出る時間は、委員長、副委員長にお任せということをお願いしたいと思います。

○小泉委員長 ただいま、福島委員、須田委員から請求のありました資料につきましては、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、資料の提出をお願いします。暫時休憩させていただきます。

午前 11時43分 休憩

---

午後 1時 0分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、先ほど請求いたしました議案第86号に関する資料につきまして、執行部より提出を受けておりますので、説明願います。

篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 それでは、笠間・水戸環境組合に係る解散協議につきまして、生活環境部ごみ対策課提出資料により説明させていただきます。

将来の費用のうち解体費用につきましては、環境センターは組合が試算した費用のうち27.28%、1億6,201万5,000円が請求されています。これは第4条関係でございます。

続きまして、ゆかいふれあいセンターについては、3億5,000万円の27.28%、9,548万円が請求される金額、こちらが第8条関係となります。

また、建設費につきましては、当初から計画していた諏訪クリーンパークの公園整備につきまして、2億3,300万円のうち6,356万2,000円が請求される金額でございます。

また、改築費につきましても、先ほど御説明いたしました上町公民館移転に係る費用でございます。こちらについては、900万円のうち245万5,000円が負担する金額と推計しております。

続きまして、費用負担のうち継続的な費用でございます。

環境センターにつきましては、こちらは負担しないということになっています。

ゆかいふれあいセンターにつきましては、7,190万円に水戸市民の使用率を掛けまして、1,691万8,000円、こちらは協議の末、5年間負担するという方針でおります。

続きまして、諏訪クリーンパーク、こちらは最終処分場でございます。こちらにつきましては、水処理に係る費用の負担ということで、1,607万6,000円のうち27.28%、438万5,000円を負担する方針でございます。

このことによりまして、水戸市の負担見込み額は、5年間は2,130万3,000円、6年目以降は438万5,000円と推計してございます。

また、最後に、資料の下の丸印でございます。期末固定資産評価ということで、土地については、環境センター、ふれあいセンター、クリーンセンターがございます。また、建物と構築物についても、環境センター、ゆかいふれあいセンター、諏訪クリーンパーク、それぞれ土地評価額やほか等々で計算いたしまして、水戸市の試算見込み額は3億6,866万2,000円と推計するところでございます。

また、こちらの金額につきましては、最後の注記に書かれてあるとおり、環境センター等の運営費を負担しないことという条件で、笠間市に帰属する方針としております。

説明については以上でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 これほど詳細に話し合いができていられるでしょうよ。じゃ、協定書はどのような内容になっているの。

○小泉委員長 協定書は参考資料の中に。

篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 協定書につきましては、本日提出させていただいた議案第86号の参考資料、笠間・戸水環境組合の解散に伴う財産処分についてのうち、3ページ以降に記載させていただいております。

○小泉委員長 議案第86号の参考資料の3ページ以降でございます。

福島委員。

○福島委員 この協定書には、今出された明細が書いてないが、それは協定書にはないの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えします。

文言表現となりますが、運営費等については、指定管理料など、毎年度実際にかかった費用を基本としますので、割合を表記してあるものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、最終的に私らが思うのは、協議の内容というのは幾ら払うかということでしょう。それが協定書にはないのと聞いているんだ。

毎年払うからないんだと言うかもしれないが、例えば会計さんでも何でも、今年はこれですよ、来年はこれですよ、これが3年間ですよ、5年間切れたらこうですよっていうのがさっき出てきたでしょう。そういう文章は協定書には入らないということでもいいの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現時点においては、先ほど説明したように、実際にかかった金額なんですけれども、実際の協定書においては、その計算式を記載できるような形にしたいと思っております。

〔「実際の協定書、この案が変わって」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 何も難しい話はしてないんだよ。どういう話し合いがついたんだという話を聞いているんだよ。

そうしたら、今、費用負担割合が出てきたけれども、こういうものがあって、この金額でお互いが納得をして、それで協定書というのは交わされるんじゃないの。

これまで細かく計算してあったもの、毎月幾ら、何年は幾らっていうのはわかるんじゃないの。それは協定書の中には入らないの。

○小泉委員長 篠原ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 本協定書においては、まず負担のあり方、負担の仕方と割合について表記しておりますが、先ほど言ったように、計算式等々追加で検討して、表記ができるようにしたいと思

っております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 理解ができなかったんだけど、今、協定書としては、割合が書いてあるもの、それから払うもの、払わないものというのは文章で、案が出ていますよね。福島委員の話は、そういう数値的なものも全部入るのが協定書じゃないのかなってという疑問だと思うんですよ。

私は協定書に関してはどっちもあると思うんですが、これが協定書（案）じゃなくて、新たに入れるというふうに関こえちゃうんだけど、その説明をもう一回してもらっていいですか。協定書は協定書で、これでこの数値でやっていきますよということなんですか。

協定書に対する調印っていつなんですか、大体。

そのときには、この文書そのものでやるのかという話。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、数字につきましては、推計値でございます。

○須田委員 協定書はこのまま使うの。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 そのまま使う予定です。

○須田委員 いつ調定予定なの。水戸市長と笠間市長が判こを押して初めて協定書じゃなかったっけ。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 はい。議決を経てから……

○須田委員 議決を経ていつごろ。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 今回の議会で議決をいただいた後……

○須田委員 4月までにやると。いつかわからないけれども。

協定書はこれだよ。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 本日提示したものが協定書になります。

〔「何かこれじゃちょっと」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 協定書は、ここに文章で、これに対しては何%負担しますよ、これに関してはこうしますよというのは文章で載っているじゃないですか。この文章そのままだよ、今、何か足すのを検討するとか、そういうことじゃないね。それを数値としてあらわした場合、この根底にある解散協議の内容というのはこんなことだよということで数値を出したけれども、これ、別に協定書には入らないよね。はい。それだけ聞ければいいです。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまのお話のとおり、数値であらわした場合ということでお示しさせていただきました。よろしく願いいたします。

〔「11条の説明をしていただいたほうがいいと思うんですよ」「それはわかっているんでしょう。それでいいんでしょう。その上で聞いた、さっきの話」と呼ぶ者あり〕



○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、議会には払う金額がわからないけれども、納得してくれという意味なの。解散するのに幾ら金を払うんだよと。私らの中では話し合いができていよ、公にはしないよと、そういう意味なの。

議会はたとえ一円であっても、議決するためには、明確な数字がなければならないわけですよ。そうすると、12月の議会に議案として上がっているのは、水戸市が来年の3月31日にやめるんだけれども、そのとき幾ら払うんだというのが計算されてないということ。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、こちらにお示ししたものは推計値でございます、本会議の答弁でもお答えさせていただいたように、年間で算出した金額はあくまで推計値でございます。また予算の際に、先ほどお話があった11条において、その都度決める方針といたしております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、普通、水戸市がやめるから幾らくれるんだと。じゃ、幾ら払うんだというのが協定書だと我々は思う。金額は推計で、あくまでも幾らになるかわからないと。そうでしょう。正式な試算はしてないと。

そうしたら、これはいつ払うんですか。今年度分は3月31日とあるが、4月になってから払うのと違うの。じゃ、今年分はいつ払うの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 今後の事務手続でございますが、令和元年度の予算は3月31日をもって打ち切りという形になります。その後、受け継いだ首長が監査をし、その監査の内容がこちらにも送られて、監査をする。それを議会にまた諮っていくというような手続を踏んでまいります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これは毎年幾ら払うかという算定はないということなの。この計算でやればすぐできるんだけれども、それが幾ら払うかわからないから、推定でやりますよという。

だって、協定というのは、あくまでも幾ら払うかということで、金額の話が決まらないで、文章だけなの。金額は後なの。

今後幾ら払いますよというのは、あくまでも推計で、その場になってみなきゃわからないと、そういうこと。こんな話は初めて聞くよ。

だって、協定するのに、金額が決まらなければ、お互いに首長は協定書に判こを押さないよ。それが毎年毎年幾らになるかわからないって、推計でやるの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 協定書においては、負担割合を明示してございます。また、11条において、毎年度の予算を編成するまで協議し、確定するものだと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、関連するけれども、この議案第85号、議案第86号のほかに議案第87号、議案第88号で、大洗、鉾田、水戸環境組合とあるが、これも同じなの。何も無いの。今まで午前中からやって、やっとこの資料が出ただけけれども、大洗、鉾田、水戸環境組合も出ているんだから、同じでしょう。全然違うの。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっと関連して聞きたいんですけども、笠間・水戸環境組合はごみと焼却炉と、それから温浴施設があると。水戸市側の一番いい形は、一番下段にある資産は、みんな笠間市に差し上げるので、今後の負担はないという形が多分一番望ましかったんだろうと思うんですけども、しかし、これまでの内原地区分のごみが入ってきたと。また、当初の約束事からして、今回解散に至る協議で、こういうまとまりをしたんだろうというふうに思うんですけども、ですから今後の費用負担について言えば、ごみの量が減れば、ランニングコスト、実際にかかった費用も下がるし、それに応じて指定管理料もいわゆる流動的になる部分があるので、私は割合で決めていくというのは一定の理解をするところなんですけれども、いずれにしても、その予算が確定したときに、精算というか、何かそういうことが都度起きるのかなというふうに思うんですけども、そういう関係はどういうふうに今後整理されるのかというのもちょっと聞いておきたいなと思います。あわせてお聞きしたい。

○小泉委員長 篠原ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

田中委員のお話のとおり、協議の初期では、できるだけ負担が少ない方向で検討、協議してまいりました。それと、先ほどの予算と精算でございますが、予算の段階でお支払いをして、最終的に精算するという形を想定しております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 今回の協定書で一番重要なのは、この負担割合なんだろうなど。それによって、今後支払う額が決定してくるんだろうと思うんですが、この27.28%ですか、大体これを負担していくと。余熱利用の施設については23.53%、こういう割合だということですね。これが基礎になって、これからの支払いの金額が決定してくる。まだちょっと流動的な点はあるけれども、基本的にはこうなんでしょうけれども、例えばこの焼却施設ですけれども、来年度以降は水戸市はここに持っていかないわけですね。持っていかないんですよ。そうすると、今後は笠間市だけがそちらに持っていくというので、今現在は、この持ち込みの負担金の割合で27.28%なんですけど、最終的には解体に至るまでに、例えば笠間市がこの焼却施設に最終的にはどのくらいの割合で持っていくのか。来年以降は水戸市は持っていかないわけですから。

ということは、今時点は確かに27.28%であるけれども、最終的に解体するに至るまでとなると、水戸市の持ち込んだ割合は減っていくわけですよ。今時点で決定しなきゃいけないのでこういう数字になったかと思うんだけど、最終的にその焼却施設に持ち込む割合というのは、その辺は計算したりもしているんですか。

〔「今の時点での払うという約束を協定でしちゃっているんだよ。後で見直しじゃないよね」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 今回の解散につきましては、両市で協議をいたしまして、お話のとおり、それ以降持ち込まなくて、低減という協議も再三したのですが、解散という性格上、27.28%の分担金負担割合でやろうということで方針が固まりました。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 お互いの合意ですから、現時点のそういう負担割合になったということですよ。

それと、もう一つお聞きしたいんですが、最終処分場に係る水処理経費、これについては、6年目以降も、その割合が落ちて、金額は438万5,000円ですか、負担していくということなんですが、先ほどのお話の中で、安定化をするまでということなので、その埋め立て処理の安定化する時期というのはどのぐらいかかるものなんですか、最終的に。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

安定化につきまして、環境省、その他協会等に確認しましたが、まだ安定化している自治体施設はないということでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 あと、職員を3人、水戸市で採用するというんでしょう。それほどに書いてあるの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 議会における答弁では、3人の誘導人員を水戸市で受け入れると答弁しましたが、協定書の記載については、こちらを確保しております。追加したいと思います。

〔「追加したい。追加できないぞ」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 あんたね、議案として議会へかけて、言われるまま追加するっていうけど、そうしたら、そういう話はあと何があるのよ。何も私は反対しているんじゃないんだよ。協定書をそっくり出して、金額は幾らかというのを朝からやっているんだよ。だから、これに反対するんじゃないの。なぜ議会でやるかという、これからずっと何年も後の話だから、そのときになって、問題が生じないように。今のように、今度は3人の誘導人員をこれに入れますと。じゃ、あと何が抜けているのよ。

だから、本当に協定書というひな形を見せてもらいたい。何も書いてないの。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 さっきも確認したんだけど、さっき協定書がここへ提出されて、議案じゃないですか。議案の説明で協定書を出しているんじゃないですか。これをさっき何で聞いたかという、数字を足しますなんて言うから、協定書は足さないでしょうって、この数字で。

それから、申しわけないけれども、協定書を議案の説明でここへ出したのに、人数は3人受け入れますよってそんな簡単に協定書をつくり直せるの。直せないでしょうよ。協定書は、あくまでこれであって、その他のこの組合に係る解散協議という中に、いわゆる11条の規定によって協議の中でいろいろ規定されていたり、それから人員問題に関しても、別の部分で協議されていたりということであって、協定書はあくまで

これではないんですか。僕はこれに足すことはないと思うよ、多分。これに足すことはないと思う、今から変えるということは。変えられるの。変えられるんだったら、もう一回議会を開かなきゃならないでしょうよ、協定書を変えましたと言って。協定書を変えることってあるのかどうか、ないのか。

これが協定書じゃないの。だって、市長同士が話し合った、もしくは事務局同士が話し合っって、これを協定書にしたのに、またここでうちのほうから3人雇用するから変えますと、入れますよと言ったら、また向こうと協議が始まっちゃうじゃないですか。間に合うの、これで。3月議会になっちゃう。

だから、協定書は変えるのか、変えないのか、ちょっとそれだけ教えてください。変えないんでしょう、これ。その上で協議の部分がふえてくるというだけで。

○小泉委員長 暫時休憩をいたします。

午後 1時28分 休憩

---

午後 1時38分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、篠原ごみ対策課長、お願いします。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 まずは、協定書の件で、協定書に追加するとお答えしましたが、そこらは間違えてございます。訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

次に、協定書の中で記載してない部分につきましては、人の部分だけでございます。人につきましては、11条2項に基づき、別途協議をし、雇用する形となります。

以上でございます。どうもすみませんでした。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 よくわかっておりまして、解散することに対する議決と、お金に関するものの議決と2つに分かれているんですけども、議案第85号を議決するに当たって、当然ながらどういう費用負担が今後私たちにあるのかなど、その説明を今、求めているという段階だと思うんですけども、その中で1つ、私たちが何か理解ができない、市民説明ができないなど思うのが、将来の費用ということで、さきに書いてある解体費、建設費、改築費のこの三つに関しては、現状では幾らかわからないよと。おおよそこんな数字が出ているけれども、将来にわたってはどうなるかわからないよという形で、例えば市民に説明するときには、組合は解散しましたよと。幾らかかったんですかと。幾らかかりましたよ。これから5年間は、このふれあいパークの部分を見せられないでしょうね。お互いいろいろな協議があったんだからと言いながら、じゃそのほかに費用負担が、将来にわたって解体費用とか建設費用とか改築費用が出てくるんだけど、幾らかはわからないんですよという説明をしなきゃならないというところが気持ち悪いなど思うところがあります。

しかしながら、当然ながら水戸市と笠間市でこういうものに関しては協議していくわけでありまして、その協議の過程でいろいろなことが出てくると思います。それを一々議会へ報告したり、一々持ち帰ることはできなかったもので、例えば私はふれあいセンターの5年間なんて、なぜ5年間なのかななんて、こういう疑問も出てくるんだけど、その一方で、譲歩をして、環境センターの負担はしないなどということも出

てきたのかなど。だから、これは、もう協議なんだから仕方ない、どういう結果になろうが。それは市長同士で、もしくは事務局同士でやった、事務レベルでやったんでしょから。

しかしながら、ちょっと気持ち悪いのは、将来の費用負担の部分が幾らかわからない。もしかすると、人件費なんかの高騰によっては高くなるかもしれない。もしかすると、建物を新しく建てないで、同じ建物をほぼ外側だけ残して、炉の改築などをして大規模にしていく、増設していくかもしれない。そういうことが起こったときに、この費用負担が大きくふえるんじゃないかなど。しかも、いつになるかわからない。こういうことが気持ち悪いわけでありますので、この時点では、協議によってこの結論が出たのは仕方ない。当然いろいろなことをやりながら、仕方がなかったんですが、その後、さらに協議の後でも、例えばこの部分に関しては、ある程度の危機感が生じたときに、もう一度協議し直すなりして、将来の負担を永遠に残さないような方法がとれるなら、そういった方法をとってほしいと思う次第であります。それが私の希望で、多分明日の意見としても言う次第であります。

その上で、もう一点だけ、諏訪クリーンパークの水処理に係る費用負担というのが資料に数字で出ています。この数字で間違っていないだろうし、これからの負担見込み額もおおよそ当たっているんでしょうけれども、例えば諏訪クリーンパークがもし仮に故障した場合、建設費、改築費はともかく、故障や何か起こったときの費用負担というのは、やはり将来の費用負担の中に入れていくんでしょうか。故障して直したとか、何かが棄損して、建物か何か壊れて直すというような費用に関しても、これは費用負担のうちの将来の費用の中の公園整備、公民館移転のほか、修理費用として将来負担として残るんでしょうか。この部分の協議はどうなっているんだか、1点だけ教えてください。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 当初から約束していたもの、想定していたものについては負担するという考え方でおります。将来的な大規模修繕等については……

○須田委員 いいよ、結論として、諏訪クリーンパークに何かがあったときは、負担するの、しないのと。そのとき協議するの。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 その都度協議する……

○須田委員 そのところはここに入っていないけれども、故障したときは協議するのね。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 はい。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 今から五、六年か10年近く前かな。諏訪クリーンパーク、最終処分場をつくって、地下の防水シートが破れて、水出して、それを今度は全部取り出して補修工事をやったんです。だから、これからもそういうことが絶対あり得ないということはないので、だからそういう場合は協議して払うと、こういうことになっているの。

〔「払うかどうかは別でしょう、まだ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だから、そうすると、諏訪クリーンパークも払う、上町公民館も払う、環境センターもゆかいふれあいセンターもみんな払うと、そういうことでしょう。そうしたら、水戸市のメリットは何だったの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 こちらにつきましては、当初の目的であります水戸市のごみ処理地域を統一するという初期の目的のため、今回解散に至るものでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第85号及び議案第86号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第87号についてでございますが、議案第87号及び議案第88号の2件につきましては、いずれも大洗、鉾田、水戸環境組合に関する議案でありますので、これらの議案について一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

なお、解散協議に関する参考資料を先ほど同様に用意いたさせましたので、事務局より配付をさせていただきます。

〔資料配付〕

○小泉委員長 それでは、議案第87号 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更について及び議案第88号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、質疑のある方は発言願います。

福島委員。

○福島委員 今、大洗、鉾田、水戸環境組合に係る脱退協議について、別表第1で試算が出されたわけですが、この資料について説明をお願いします。

○小泉委員長 篠原ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 それでは、大洗、鉾田、水戸環境組合に係る脱退協議に関する説明について、資料に基づき行いたいと思います。

まず、第1条関係、焼却施設等の運営費につきましては、こちらは負担区分で人口割、均等割の要素を用い、利用割を除いて年額として7,971万6,000円、7年間の期間負担するというので、合計で5億5,801万2,000円となります。

次に、別表第2に係る部分でございます。こちらは第2条関係で、焼却施設等の解体及び撤去に係る費用の水戸市の負担割合でございます。こちらは、搬入総量割と均等割の考え方を用いまして積算するものでございます。

続きまして、第3条関係、別表第3になります。最終処分場の運営費につきましては、人口割、均等割、埋立割を考慮いたしまして、負担見込みは年額として1,047万6,000円となります。7年間の合計が7,333万2,000円と推計されます。

また、最終処分場の運営費、こちらは令和9年度以降の計算式でございますが、埋立割と均等割を考慮いたしまして、負担見込みといたしましては、年額729万2,000円という形となります。

裏面をごらんいただきたいと思います。

第4条関係でございます。土堰堤工事費（令和4年度予定）でございますが、これは当初から予定されていたものでございまして、人口割と均等割を考慮し、それを積算の基礎といたしまして、1,146万2,000円を実質的負担とする予定であります。

続きまして、最終処分場の覆土工事費、こちらは令和8年度予定とされております。人口割、均等割、埋立割を考慮いたしまして、負担見込みが702万6,000円となります。

最後に、参考といたしまして、本会議でも御答弁さしあげたとおり、令和2年度から令和8年度まで7年間、先ほど表面の5億5,801万2,000円、7,333万2,000円、1,146万2,000円、702万6,000円、ア、イ、エ、オを足しまして、6億4,983万2,000円と推計されます。年額にいたしますと、9,283万3,000円とするものでございます。

さらに、2番といたしまして、令和9年度以降、こちらは水処理費でございます。表面のウの部分、729万2,000円というものが年額の経費として推計される金額でございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 質疑のある方は発言願います。

福島委員。

○福島委員 今説明いただきましたが、大洗、鉾田、水戸環境組合の場合には、ごみはもう一切4月から出さないで、し尿処理だけで組合を設立するわけでありまして。けれども、ごみを出さないのに、例えば今までやった工事の費用負担をしなければならない。要するに、我々が納得できないのは、旧常澄村の分でございますが、ごみを出さなくなっても、年額9,283万3,000円、総額で6億4,983万2,000円を支払うと。

その中で、土堰堤工事費を人口割で払う。それから、最終覆土工事費も人口割、均等割、埋立割というのは、現実にはもうごみを出してないんだから、そういうのはいかがなものかと、こう思うんですが、払わないわけではありませんが、要するにごみを出さないのにごみ代を払わなきゃならないと。それは人口割で払うんですよと。人口割といたら、水戸市が一番人口多いんだから。旧常澄村の分ですから、その分払わなきゃいけない、これはわかるんですが。ところで、この検討をする前に向こうから要求されたのは幾らぐらいなんですか。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本市においては、現在、平成31年の予算で1億3,832万6,000円の予算を負担をしております。当初の予定、交渉におきましては、全額払っていただきたいというような要望でした。

福島委員がおっしゃるように、燃やさないのに払うということで、できるだけ本市としての負担を抑制するための交渉、協議を進めてまいりまして、焼却施設については、利用割を除くとか部分的なものを除いていただき、このぐらいの金額まで落ちたところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 要するに、ごみを出さなければ、処理も何もしないんだから、費用負担、運営費はかからないわけですよ。それにしても、今まで世話になったからという話で、2億円から3億円ぐらいに決まるんじゃない

ないかと思っていたんですが、これを毎年9,283万3,000円払って、7年間で6億4,983万2,000円払いますよ。令和9年度から729万2,000円払いますよ。

納得いかないのは、何でこんなに払わなきゃならないのかということ。し尿はし尿として、今までお世話になっているから、それは払いますよ。人口割で払わなきゃならないんだとか、人口割だって、向こうへごみを持っていけば、処理料として当然払うべきであります。ただ、向こうも大洗町と鉾田市だけになってしまったから、運営経費がかかってしまうということになると思うんですよ。

それでも、これからも毎年9,200万円払うんだから、払い過ぎじゃないかというようなことで、水戸市のメリットというのは何なの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 先ほども申しましたが、大洗町、鉾田市、水戸市でごみ処理施設を共同で行ってまいりました。来年4月の新清掃工場稼働に伴い、当初の目的であった市全域のごみ処理を水戸市単独で行うため、今回、ごみ処理に係る事務から脱退になるというものでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第87号及び議案第88号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第89号 水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例について、質疑のある方は発言願います。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第89号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第100号 水戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第100号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第101号 水戸市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

福島委員。

○福島委員 この外部監査についてお尋ねをいたします。

包括外部監査人というのは何人おるんですか。

○小泉委員長 熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 包括外部監査人につきましては、お一人を定めるものでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうしますと、一人で、報酬は幾らですか。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 債務負担行為のほうで議案のほうを御提出させていただいておりますが……



○福島委員 議案何号ですか。

○熊田行政改革課長 議案第131号ですね。議案第131号のほうの第2表でお示してございますが、1,200万円を上限ということで考えてございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、その包括外部監査人というのは、常駐なんですか、非常勤なんですか。

○小泉委員長 熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 年間の業務委託契約という形をとりますので、必ずしも常駐という形ではないんですけども、年間で100日程度は通うような形を想定してございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これは通常は弁護士ですか、公認会計士ですか。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 本市におきましては、導入の初年度につきましては公認会計士を想定してございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 今、お一人というお話がありましたが、県の包括外部監査では、複数の公認会計士や弁護士で、監査人というのは一人なんですけれども、複数で構成しているようなんですが、そういったことは考えておられないでしょうか。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 包括外部監査人の申し出により補助人をつけたいという場合には、協議によって補助人をつける場合もあります。ただし、その場合でありましても、報酬額というか、委託契約額の1,200万円の範囲内ということになります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 それで、今、監査委員事務局があつて、通常業務として監査も行われていると思うんですけども、その監査とこの包括外部監査の取り扱う対象、例えばどの分野の事務を包括外部監査するのかとかいう判断というのはどのようにされるのかということと、それから改正内容、今日の行政改革課資料で(1)から(5)までありますが、市が財政的援助を与えているものというのは、具体的には例えば補助金とか負担金とかということになるのかと思うんですけども、たくさんの団体があると思うんですね。そういうものをどういうふうを選定し、選ぶということにするのか。

あるいは、この2の出資ということになれば、外郭団体とかいうことが想定されると思うんですが、3とか4の該当するものは市にあるのか、その辺をお聞きしたいなど。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 これまでの内部監査との関係でございますが、あくまでも今回は地方自治法に基づきまして、中核市につきましては包括外部監査を義務の事務として追加をしなければいけないということでございますので、これまでの内部監査自体に変更はございません。あくまでもそれに加えて包括外部監査という事務が加わるというものでございます。

包括外部監査の監査対象ですが、参考資料の2ページをごらんいただきたいんですが、監査の対象というところは、3番目の項目として記載してございます。ここで財務に関する事務の執行、あるいは経営に係る事業の管理といったところが一般的な包括外部監査の対象でございますが、それに加えて、今回の議案で提出させていただいた地方自治法でも定めているこの5つの項目、こちらにつきましては、地方自治法において、条例で定めるならば対象の範囲に加えていいよというものでございます。これを加えることにして、対象の範囲を広げているというところでございますが、あくまでも包括外部監査人、これらの幅広い範囲の中から年間で1つのテーマ以上ということに定めるというものでございまして、他市の中核市あるいは県の実態を見ますと、年間で1つのテーマを実施している程度にとどまっているものでございます。

また、(1)から(5)の対象ということでございますが、いわゆる(1)につきましては、市が補助金等を与えているもの、そういったものの事業に対しての監査ができるものということでございます。

それから、(2)につきましては、市が出資しているものということで、これはいわゆる市の外郭団体等がでございます。

それから、(3)の市が借入金の元金もしくは利子の支払いを保証しているもの、あるいは(4)の受益権を有する信託でというたぐいのものですが、こちらについては、この対象のものが現実に今、水戸市にあるかどうか、ちょっと把握しておりませんが、いずれにしても、地方自治法の中では対象にして定めてもいいよということでしたので、あらかじめ対象の範囲に定めているだけのものでございます。

それから、(5)については、指定管理者の業務について対象にしているものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 概略はわかったんですけども、措置というのは、つまり監査結果を受けた行政側の、あるいは当該団体側の何か改善の義務というか、措置に沿った執行が伴うものなのかなと思うんですけども、行政に直接であればわかりますけれども、そういう外郭団体とか補助を受けた団体のところにまで及ぶということなんですか。それは市の事務に対する指示というふうに理解するべきものなんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 あくまでも市が財政的な支援等を行っている事業に対しての監査ということで捉えていただければと思っております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 我々が考えるのは、今まで水戸市の監査委員事務局があつて、そこに監査委員が4人いて、それで順次監査をしてきたと。今度は中核市になって、この包括外部監査というのが入れば、問題点がなくとも、毎年1項目ぐらいやるといえることですか。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 あくまでもこれは、包括外部監査人が年間で最低1つ以上のテーマについて、監査をしなければいけないということですので、こちらについては、対象を定めてやっていただくということになります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、この包括外部監査人というのは、水戸市のどこに属するんですか。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 行政改革課において、委託契約を結んだ形で対応させていただきます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、あくまでも権能としては、今言われた課の下にあるということ。私は、監査委員事務局と同等以上なんだから、1つの課の下にあるという位置づけというのは不思議でならないんだけど、そんなに下なの。

○小泉委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 あくまでも外部の方ですので、事務の取り扱い上は行政改革課が担当させていただくという意味で発言させていただきました。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、議案第101号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第102号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、議案第102号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第103号 水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

田中委員。

○田中委員 二つ聞きたいと思います。

これは個人番号、マイナンバーを利用することができるものの対象に、小児慢性特定疾病医療費の事務を加えるということなんですが、まず水戸市におけるいわゆるマイナンバーカードの取得率はどれくらいで、またこの個人番号を使うことができる事務の種類というのはどれくらいあるのか、またその種類の追加とか削除は、自治体の判断でできるものなのかをお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 お答えいたします。

まず、1点目の御質問、水戸市のマイナンバーカードの取得率でございますが、最新の数字は11月30日現在でございますが、水戸市では13.8%、人数で言いますと、3万7,554名の方にマイナンバーカードを発行してございます。こちら、県の平均が14%ですので、ほぼ県の平均かと思えます。

あと、マイナンバーを使うことができる事務の種類ということの御質問ですが、全体では33の事務がございます。内訳ですけれども、マイナンバー法、法律で決まっている事務としまして28の事務で、もう一つ、条例で規定されている事務がございます。こちらが5の事務がございます。今回、小児慢性特定疾病が加わると、6になるということになります。

事務を加えることができるのかということですが、マイナンバーを使っていい事務というものはマイナンバー法で決まっております。ただ、社会保障、税、あと災害に関するものについては、条例で規定があれば使えるということになっておりまして、その部分については、各自治体において条例で追加できるということになっております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 この制度そのものが、情報漏えいの懸念だとかいうようなことで利用者が伸びないというそもそもの問題があると思うんです。その関係でですね、最近も神奈川県で大規模な情報漏えいが大問題になっていますけれども、本市においては、そういったデータ管理というのはどのようになされているのか。

例えば市役所から出るときに、処分を民間業者に委託しているのか、そういった場合の対応というのはどういうふうになっているのかもあわせて聞きたいと思います。

○小泉委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 お答えいたします。

今回、神奈川県で起こった事例は、県庁の外にハードディスクを出す際に、業者さんにお任せをしていたということが大きな問題だったと思っております。私どもとしては、業者さんにデータの廃棄処理ということはもちろんお願いはしていますが、この市役所の建物から出す前に、必ず特殊なソフトを使って、ハードディスクのデータを二度と読めないような形で消す作業を行っております。そのため、業者さんに出す前に必ずデータが漏れない処理をしてから出しているということで廃棄処理を行っております。

○小泉委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第103号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第104号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

田中委員。

○田中委員 2つあります。

中核市に伴う一般廃棄物、産業廃棄物の許認可、あるいは交付に係る手数料等の部分でありますけれども、まず今まで県が行っていた産廃業者のさまざまな許認可絡み、あるいは立入検査だとか指導だとか、いろいろな業務が水戸市に来るということで、これはかなりの業務量であり、なかなか大変な仕事だろうというふうに思っているんですけれども、今回出ている説明資料の2ページに、各種手数料が条例に記載されるというふうになっていきますけれども、その料金というのはどういう根拠で定めたのかということを知りたいのが1点です。

それから、もう一つは、粗大ごみを戸別収集するということなんですけれども、これも2ページ下段にサイズごとに500円と1,000円というふうになっていきますけれども、今まで水戸市の内原地区はやってたということですが、旧水戸地区、常澄地区の方は初めてなんだろうと思うんですけれども、3辺の長さの合計が3メートル以上で、規則で定める基準とありますが、つまり、サイズの上限があるのか、ちょっとこれだけでは読み取れないので、その点も含めて、どのように市民は対応すれば取りに来てもらえるのかお

聞きしたいと思います。

○小泉委員長 亀井廃棄物対策準備課長。

○亀井廃棄物対策準備課長 ただいまの田中委員の御質問のうち、産業廃棄物に係る手数料についての御質問にお答えいたします。

産業廃棄物に関する手数料につきましては、まず国のほうで地方公共団体の手数料に関する標準を定める政令がございますので、そちらに定められているものにつきましては、その額を根拠としております。また、現在、県条例で独自に定めているものにつきましては、それと同額を定めてございます。

また、許可証等の再発行のものにつきましては、国・県において定めがございませんので、現在、水戸市の条例にございます一般廃棄物の処理業に関する再発行手数料と同額のものを設定してございます。

○小泉委員長 篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

粗大ごみの戸別収集について、3辺の長さ3メートル以上のもので規則に定める基準に適合するものは1,000円となっています。この規則で定めるものは、大きさ、重さ等は規則によるものとしております。以上でございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第104号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第107号 水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、質疑のある方は発言願います。

田中委員。

○田中委員 4つ聞きたいと思いますので、よろしく申し上げます。簡潔に聞きたいと思います。

追加資料を出していただいたものですが、この制度については、全国的に変わる、注目されている制度変更だと思っているんですけども、まず最初に、法改正の趣旨と水戸市の実施の中身のことをちょっと聞きたいと思っております。

水戸市で言えば、非正規と言われる臨時職員、嘱託員の雇用環境の改善につながる部分という評価もできると思うんですが、法審議の中では、そもそも公務労働というのは、任期の定めのない常勤職員を中心とすべきではないかという議論があって、この制度導入そのものが非正規の固定化につながるのではないかと、こういう懸念される議論も現実にあったわけでありまして。

そこで、今回の処遇改善だとか、諸手当の均等待遇だとか、あるいは国は正規職員化も同時に進めていくべきであるということをして国会では何度も答弁しているという関係があります。

一方で、自治体によっては、どこを正規職員で行って、どこを今回の会計年度任用職員に任せる業務とするか、その線引きが非常にあいまいだという問題があります。

そういう背景を踏まえて、水戸市としては、この法改正の趣旨を受けて、どのようにこの制度を導入しようというふうにしてきたのかお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

地方自治体における臨時・非常勤職員の数につきましては、平成17年4月の時点で約45万人と言われておりましたが、それが平成28年4月の時点で約64万人ということで増加しております。行政需要が高度化、複雑化する中で、現状において行政の重要な担い手となっているというふうに認識しております。

しかしながら、それらの臨時・非常勤職員の任用や勤務条件の確保という面で、例えば嘱託員などの非常勤職員につきましては、法律上、特別職として位置づけられておまして、地方公務員法が適用とならないことから、一般職に対してかけられている守秘義務など、そういった服務規定の適用がないことや、期末手当などの各種手当が支給されないなどの課題がございました。

また、臨時職員につきましても同様に、きちんとした任用の要件が定められておらず、任用面でさらに厳格な制限を課す必要があるというふうに考えられておりましたとともに、また嘱託員と同様に、期末手当などの各種手当が支給されないなどの課題があったところでございます。

そういった点を踏まえて、国におきましては、これまでの課題を根本から解決して、臨時・非常勤職員の制度について、全国統一的な取り扱いを定めて、適正な任用と勤務条件の確保を図ることを目的としましてこのたびの法改正が行われまして、令和2年4月1日に施行されることとなったものでございます。

この法改正の趣旨を踏まえまして、本市におきましても、これまでの特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用を厳格化いたしまして、さらにそれらに該当しない嘱託員、非常勤職員の職のほとんどを令和2年度より会計年度任用職員の職へ移行するとともに、給与や休暇等についての制度の整備や拡充を行ってまいりたいというふうに考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 今日いただいた資料の参考資料の2ページに、イメージ図と給付一覧というパートタイムとフルタイムの違いが出ております。水戸市は全員パートタイムになると。フルタイムは、制度はつくるけれども、当座は該当者はいないという説明があったと思うんですけども、パートというのは、7時間30分ですか、8時から5時15分、5時半……

〔「8時半」と呼ぶ者あり〕

○田中委員 8時半から5時ですね。そうですね。正職員の方は5時15分まで。つまり15分の違いしかないんですけども、実態としては、ほぼ正職員と同じような仕事をしているのではないかというふうに思いますと、この違いは、フルタイムとパートタイムの違いは、一番下の退職手当が出るか出ないかという違いがあると思うんですけども、現在の嘱託員788人、臨時職員479人という御説明でしたが、合わせて1,267人みんながパートタイムということで、条件が下がらないのか。現在フルタイムなんだけれども、パートタイムに変わるといふ人は一定数いるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 今回、来年度の会計年度任用職員制度の導入に向けまして、改めて職の決定について検討を進めた結果といたしまして、現在任用しております嘱託員等の職務内容、業務量及び責任の職を踏まえた上で、会計年度任用職員の職を新たに設定しようというふうに考えております。

また、現在任用している嘱託員及び臨時職員の処遇につきましては、毎年各部署から業務量、仕事の内容等についてヒアリングを行いながら、精査した上で職の設定を行っているものでございまして、現在、その職のほとんどがパートタイムの任用となっていることから、来年度につきましては、パートタイムの会計年度任用職員とすることの方針を決めさせていただいたところでございます。

それから、現在の嘱託員のほとんどの方は7.5時間で働いている状況でございますので、条件的には変わらないんですけれども、フルタイムで雇用している臨時職員もおりますけれども、その方たちにつきましては、今後、会計年度任用職員制度に移行していくことで継続雇用の可能性がありまして、また毎年違う方を任用していくのではなくて、継続雇用の可能性があることから、その当初の指導育成の時間が不要になること、あるいは1カ月の空白期間を設ける必要がなくなったことなどから、パートタイムの会計年度任用職員として任用していく予定としたところでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 今おっしゃったのは、この3ページの一番下の再度の任用のことだと思うんですけれども、確かに今までは臨時職員の方は1年だけと。嘱託員の方は、職によりまして10年とか15年が上限というふうになっていたのが、今回は制限を設けないということで、つまり1年に1回終わるけれども、また同一職場だったり、臨時職員として働くことも可能になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

その上で、原則2回まで公募しなくていいということは、同じ人が3年間は少なくとも働けて、4年目にまた何かしら試験をするんでしょうか。そういうことを経て、また働くことも可能になるという意味では、その点もこれまでとは大分変わるというふうに理解してよろしいのか、その点をお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 今回の会計年度任用職員の任用の期間につきましては、1会計年度内の範囲内ですので、1年度が最高の期間になりまして、次の年に改めて任用する場合には、前年度の勤務成績等を勘案した上で、改めてその職に任用するというふうな形ですので、継続した任用という形には考え方としてはなりません。

基本的には、最初の年につきましては公募をかけさせていただいた上で、今までの方たちも含めて、その職につける選考をしていくような形になるんですけれども、その公募についての考え方として、2年間は公募しないで、その職の方がその職に合った適当な方であれば、再度任用することが可能だということで、3年目が終わった段階でまた公募をかけて、選考していくという作業を繰り返していくような形になっております。

ですので、ずっと任用できるというものではなくて、毎年毎年その方がその職に適当な方なのかどうかという判断をした上で任用していくという形になります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。門戸は開けたというか、そういう理解はいたしました。

先ほどのフルタイムからパートタイムになる方も一定数いるけれども、それは仕事の整理でもって行うんだということでしたが、今日の追加資料で年収モデル表というのが出ておりますが、どの事務の比較でも、期末手当が出る、ボーナスが出るということで、現行の年収とは大きく給料はふえるということはいいこと

だと思うんですけれども、今回の制度導入で、これまでの待遇だとか給与面で下がるという人はいない、みんな上がるという、そういう理解をしてよろしいでしょうか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 給与水準につきましては、会計年度任用職員として任用する職に必要な資格や職務経験などを踏まえまして決定することとしておりまして、基本的にはこれまで任用してありました嘱託員や臨時職員が来年度同様の職種に新たに会計年度任用職員として任用された場合は、今年度を下回らないような給与水準を設定することとしております。

したがいまして、年収ベースにおきましても、期末手当の支給が可能となったことや、休暇の制度の拡充なども図られておりますので、待遇面で悪くなるということはない状態でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 最後にしますけれども、この期末手当の支給の割合のことなんですが、3ページの一番上に書いてあります。1年目に1.3月分、2年目に1.95月分、3年目に2.6月分ということで、国は2.6月ということを示していて、多くの自治体は1年目から2.6月分になっているというふうに聞いているんですけれども、この3段階の引き上げにした理由というのは何なのか。

国のほうがこの制度導入を言いつつ、その財源的保証の表明が非常にあいまいだということで、自治体によってここに差が出てしまっているというのは、1つの課題というか、そういうふうに言われているんですけれども、水戸市の判断としては、ここはどういう理由だったのか。

つまり、最初から本当は2.6月分にすべきだったんじゃないかということも私は思っているところなんですけれども、その点の見解をお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えします。

このたびの法改正に伴いまして、総務省においては、各地方公共団体が適切に会計年度任用職員制度の導入が図れるよう、事務処理のマニュアルを出しておりまして、改正法の運用上の注意事項等が示されているところでございます。

このマニュアルの中で、期末手当につきましては、常勤職員の取り扱いとの均衡等を踏まえて定めることが適当であるとの考え方が示されているとともに、支給割合を2年程度の期間をかけて段階的に引き上げる取り扱いについても提示されているところでございます。

これらのことを踏まえまして、個々の職員が年収の増加を実感でき、財政上も極力影響が少ない範囲で確実に制度を進めるために、2年の引き上げ期間が適切であると判断いたしまして、期間を設定したものでございます。

また、今回、国からの財政支援の話でございますが、総務省におけるマニュアルにおきましては、制度改正による影響額調査を行って、地方財政措置について適切に検討を進めていく予定というふうな形で考え方を示されているところですが、現在のところ国から具体的な財政措置に関する通知等は来ていない状況でございます。

そのため、同じような状況でございます県内各市とも、茨城県市長会として総務省等に制度の執行に伴う



財政措置を求める要望書を本年10月に提出したところでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 県内40近い自治体は最初から2.6月分にはしているということもあるので、本当はそうしていただきかったと思いますし、今回の臨時職員、嘱託員の待遇が改善される点はいいことだというふうに思うんですが、基本的に、先ほど最初に申し上げたように、本来正規で行うべき業務については、正規職員、非正規の正規化も含めて進めていくべきだという意見を申し上げて、質問は終わりたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第107号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第109号 水戸市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第109号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第113号 水戸市小吹清掃工場条例を廃止する条例について、質疑のある方は発言願います。  
田中委員。

○田中委員 これは供用廃止なので、廃止は当たり前とは思いますが、来年3月でなく、この時点で条例を提案したということの理由と、それから現地の地元の方とさまざまな協議をしてきたことと思えますけれども、小吹清掃工場そのものの今後の廃止だとかということについて、あるいはその先の利用等については、どういった協議がされているのか。進んでいなければ進んでいないでもいいですけども、その現状について、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○小泉委員長 齋藤参事兼清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 12月議会で条例廃止の御承認をいただいた後に、速やかに市民の皆様や一般廃棄物の収集運搬許可業者に周知することで、市民の混乱を避け、円滑なごみ処理を継続するため、今回、御提案させていただきました。

特に、一般廃棄物収集運搬許可業の場合、各事業所とのごみの運搬処分契約を結ぶのが定例的に1月もしくは4月からなので、3月31日で小吹清掃工場の受け付けを終了し、4月からは下入野町の新工場に搬入することにより、距離が遠くなることなどを含めて、早期に周知を図るものでございます。

それから、跡地利用に向けたスケジュールでございますが、今年、土壌調査実施計画を策定し、来年度、2020年に土壌調査を行い、2021年から工場施設解体実施設計を行って、2022年から解体に当たる予定でございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 廃止の条例ということで、4月から清掃工場は下入野町のほうになりますが、移転後、廃止になった後、この跡地、まだ工場を解体する前の状況なんですけど、その管理というのは、清掃事務所のほうで当面行うということよろしいんですか。

○小泉委員長 齋藤所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 小吹清掃工場の解体撤去につきましては、新たな工場に行った後も、清掃事務所のほうで担当することになります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、小吹清掃工場の管理は、今までどおり清掃事務所でやると。そうしますと、植物公園はどこが管理するんですか。

それと同時に、今度は余熱利用とかそういうものはなくなるよね、工場がなくなっちゃうから。その場合は、向こうで新たに火をたいてやるの。

それと、今後は出ていくんだから、地元との話し合いはなかったと。今後もないと。何の要求もされなかったと、こう理解していいですか。

○小泉委員長 齋藤所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 余熱利用の絡みでは、各施設のほうで新たな熱源を用意します。

それから、民間のパブリカ業者等につきましては、産業経済部農業技術センターの所管となりますが、小吹清掃工場からの熱供給停止に伴う対策として、新たな熱源確保に係る経費や3年間の燃料費の補助を行うという話は聞いております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 3年間は余熱利用の負担金を払うということでしょう。だから、それは清掃工場の経費から払うの、それとも植物公園のほうで払うの。あくまでも清掃工場で払うと違うの。ああ、農業技術センター。ああ、そう。

いや、今回は廃止の条例の議案が上がったけれども、今後は一切関係ないということいいですよ。

○小泉委員長 齋藤所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 移転した後は、地元の跡地の利活用の問題については、地元と協議していきながら……

〔「こっちはこっちで」と呼ぶ者あり〕

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 はい。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、跡地はそうだと。これから解体工事や何かは、あくまでも清掃事務所でやると。そして、その跡地利用もやるということですか。跡地利用は何を考えているんですか。なければならないでいい。

○小泉委員長 齋藤所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 まだ跡地の利活用については決定しておりませんが、地元と協議をした上で、よりよい施設をつくっていきたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、その辺は、もっと職務は忠実にやってちょうだいよ。まあいいですよ、はい。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第113号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第114号 水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例の一部を改正する等の条例について、質疑のある方は発言願います。

須田委員。

○須田委員 前から駐車場の民間への利用、特に夜間の利用に関しては、私はずっと推進してきた立場でありますので、その立場から。ただ1点懸念として、昔、駐車場を開放していたのを開放しなくなった経緯というのを先輩議員から聞いています。中で大きないたずらや事故等があったよと。それによって開放しなくなった。やっぱりその管理はできないでしょうということもともとあったというのを、私が議員になった1期目のときに当時の先輩方に聞きました。

しかしながら、やっぱり有効なマネジメントをすると、土地や建物の有効な使い方をするというのは当然の話でありますし、今、自主財源確保というのも当然の話になっておりますので、やっぱりそういう意味では開放するのが当たり前だという主張をしていて、旧庁舎のときから開放させていただいたという経緯があったと思います。

旧庁舎のときと今回のことが、今回の庁舎、今回の開放と費用の違い等はあるのかというのが1点。これは私たちが調べてもいいんですが、今、答弁としてもらいたい。

それと、2点目、日数に乗じて4,800円掛けるというのは、これは構わないと思います。当然ながら市役所に用事がある人が優先されるものだから、例えば何日間、1日無料券とかそういうことをやっちゃうと、また1日定額とかやると、長期間とめる人がいて、使う方々に迷惑をかける部分が出てくると思いますので構わないんですが、長期の場合、どれぐらいたった場合にその人の コインロッカーも3日ぐらい同じ人が使っていると、何かおかしいことがあるんじゃないかなということで、管理されるという問題があると思います。そうすると、大体今、ガイドラインとかそういう規約としては、大体何日ぐらい置いてあると、その人に何日ぐらいまでで何かあるのかなということ、何日ぐらいまででどうやって整理していくのかということが2つ目。

それから、これは議会でも言ってきたと思っておりますが、委員会だったかな。地元の飲食店の方々が利用するとき、うちで何千円以上お買い上げの方は、近隣の駐車場をサービスしますよというサービスが出てきます。当然ながら、飲食した人はそこでお金をもらったり、チケットをもらって、入れて、帰るわけでありましてけれども、実はこれ、飲食店もしくはいろいろな企業にとっては経費になるわけでありまして。経費としてやるのに、お客さんに領収書を持ってきてくださいね、駐車場出た後持ってきてくださいねというのは実際無理だと思います。

そういう意味では、前にも言っていましたけれども、例えば飲食店や企業、その他、ここを利用する方々が、駐車場の券、カード、100円カード、200円カード、無料カード等で買い上げることができれば、領収書の発行がされるわけでありまして。そう考えると、その駐車場の借り上げなんかのシステムというものに関しては、今のところ、今回はないだろうし、今後それに対応することができるのかという問題が3つ目。

そして、もう一点、大きな事故があったときに、これが民間駐車場じゃなくて、市役所の駐車場ということですから、何かあったときに、ビデオか何かついてないんですか、もしくは管理されていないんですかという話が出てきます。現在のビデオの監視的な体制はどうなっているのか、この4点についてお伺いします。

○小泉委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の費用の違い、旧庁舎時代との費用の違いでございますが、これについては変更はございません。

2点目の日数、長期駐車場に対してのチェック体制でございますが、これについては、旧庁舎時代も1日以上ということはありませんでしたが、今後長期駐車が考えられるということで、1週間もしとめてあれば、チェックしていきたいというふうに考えております。

3点目の駐車場近隣の飲食店へのサービスについてでございますが、これについては、駐車場が庁舎利用者への目的ということになっておりますので、庁舎利用者以外の方の利用を率先して進めるということは今のところ考えておりませんが、周辺の商業振興、住民サービスの一助となるということが考えられますので、今後は目的外利用の方の利用状況を踏まえて、検討していきたいというふうに考えております。

4点目の駐車場内での防犯ビデオ等でございますが、これにつきましては、入り口、進入時に監視カメラを設置する予定でございます。あと、西側、東側に現在、カメラを設置してございますので、それらの撮影ができる範囲の犯罪防止ということで考えていきたいと思っております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 まず1点目なのですが、基本的に市役所の駐車場は、市役所に用事がある方が使うというのが原則であると当然思っています。その上で、夜間やその他、周辺の飲食店やどちらかの企業さんがお使いになる部分に関して、費用を取って貸してもいいんじゃないですかということが私たちの主張であります。

そういう意味では、実は長期利用に関しては、基本的に想定外なんじゃないかと私は思っているんですよ。そうすると、1週間利用は、実際はこの費用ですから、長期利用する方は一般の民間駐車場にとめるとは思いますがけれども、長期利用の規定に関して、1週間ではちょっと長いのかなと、長期利用するには。そういう意味では、そこら辺の検討をもう一度していただきたいというのが1点目です。

それと、実は内部の監視カメラ等なのですが、ちょっと想像していただくとわかるんですが、車の管理は入り口、出口で当然できますよね。入り口、出口でそのナンバーに関しては。ただ、それが接触した、その他は当然わからない。しかも、それ以上に大きい駐車場ですから、駐車場利用者以外が内部に入ってくる。それで、事故を起こす。事故というか、車に傷をつけたり、事件を起こすことがあったとき、これ、恐らくですね、想像してもらおうとわかるんですけども、テレビの報道が仮に来た場合、大きな事故があったとき、市役所の中でビデオも設置されてなかったんですか、どういうことなんですかという話になってくると思いますよ。そんなのきちんと管理すべきでしょうって想像すれば、それが常識かどうかというのはそれぞれ違うと思います。私の常識も、皆さんの常識も、誰の常識も違いますが、例えば報道等になったときに、当たり前にあるものじゃないですかというようなことを言われることに関して私は懸念しています。

現に、一時期の犯罪の率は、水戸駅南口を中心に、駅より南側のほうが圧倒的に多いという数字が示されています。そういう意味では、実はここら辺には飲食店がありますので、市役所の駐車場で市役所利用者以外の方の何らかの事件や事故等も想定されると思いますので、その確認ができるような何らかのシステム、防犯カメラですね。防犯カメラ等の設置に関しては、当然安全の面、事件、事故を解決する面から、設置も

検討いただきたいと思います。

そして、最後に1点だけ質問になりますが、例えばチケットを購入して、それで払うというようなシステムというのは、今の機械にはついていますが、ついていないですか。お願いします。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 まず、防犯カメラの件でございますが、これについては……

○須田委員 ついてないと言ったんだから、いいよ。つけてねと言っている。

○谷津財産活用課長 チケットの購入に関してでございますが、今、これから機械のほうは設置する予定でございますが、チケットの利用については可能でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 駐車場の管理規程というのは決まっているの。今、随時あなたの考えで言っているような感じがするんだけど、1週間とめられるよというのも決まっているの。私は、管理規程ができれば、委員会に出してくださいよと言っていた。

例えば、テレビでしょっちゅうやっているのが、今、車上で宿泊していると。そういうのが日本全国に多いんですよ。そういう人は、社会的に何か問題があってやっているんだけど、今、あなたがお話したような規約を決めて、ここの近隣の商店街で7時から何時まで利用いただくのには、チケットを発売しますよとか、それから1週間もとめておいていいですよって、そういうことはないと思うんだよね。なぜかという、市民の財産なんですよ。水戸市の市民がここに1週間も何の目的でとめるんだい。万が一あったって、1泊でしょう。故障したとかで。

だから、現実にこれからそういう監視カメラだとか、それから入り口の問題とか、駐車場の区画の問題、全部決まっているんですか。私はまだ決まってないんじゃないかと思う。決まっていたら、委員会に出してくださいよ。

○小泉委員長 谷津課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの福島委員の御質問でございますが、規程でございますが、これにつきましては、水戸市役所本庁舎駐車場の管理に関する条例、これにその辺の施行規則が現在定められております。

駐車時間等の件でございますが、これについては、詳細に何時間までということは規定されておられませんので、長時間駐車については、管理のほうをしていきたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 前はあったが、今、新しくなっていないんじゃないの。

〔「踏襲」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だから、前の条例をそのまま適用したのでは不十分で、駐車場のスペースも広がったし、入り口も変わってくるし、そういう管理規程を新たに、中の車の順路、通行の方向も、そして管理体制もきちんとしなければならぬんじゃないの。

というのは、今、西側から入り口に入れますよとか、うちの市役所のわきからも出られますよと。いろいろ、出入りできるのかどうか。そういうのが決まったならば、委員長、総務環境委員会に出してください。どのようなものかわからない。

〔「条例……」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だから、いいんだよ、まだ。これ、決まっているわけではないんだよ。駐車場ができてないんだもの。

〔発言する者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 監視カメラをつけるとか、入り口がどこだとか、方向がどうだっていうのも書いてあるの。だって、今度は全然変わったんだから、管理規程だって変えなければおかしいだろうし、そういうのは前のでやるというの、あくまで。

市民会館がなくなって、これだけスペースが広がって、入り口も変わったんだもの、それは今やっている駐車場の図面だって変わってくるだろう。そういうのをきちんと、地域の問題や何か、来年の4月からあるんだから、決めなきゃならないんじゃないの。そうしたら、当然委員会に出してくださいよ。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 私のところの議論からそうなってきて、私もそうしてほしいと思うんですが、今回の議案に関しては、本庁舎の駐車場と地下駐車場を今度入れますよという議案なので、貸すことに関しては何ら問題ないので、この議案でオーケーだと私は思っています。

ただ、その後、管理運営上こういうことが変わってきますとか、入り口がこうなったとかというのは、もう前の特別委員会のときに報告を受けていますけれども、再度総務環境委員会で報告してもらおうということで、今回の12月じゃなくていいですよ。

〔発言する者あり〕

○須田委員 その後、委員会でちょっと資料を用意していただいて、説明いただくという形でいかがでしょうか。委員長、仕切りをお願いします。

○小泉委員長 ただいま須田委員より御提案いただきました今後の委員会で本庁舎駐車場の運用、また管理規約、規程等々に関して、進捗ありましたら報告をいただくということで、各委員さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」、 「だから、今の答えはどうなの。あくまでもこれを今までの条例、規則でやるということ。やるなら、駐車場のスペースだって……」、 「この後あるから、また」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 じゃ、谷津課長、一言お願いします。

○谷津財産活用課長 駐車場につきましては、今後完成に向けて、今、整備しているところであります。完成後につきましては、使用方法等について、委員会のほうで説明していきたいと思っております。

○小泉委員長 では、ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第114号についての質疑を終わらせていただきます。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

午後 2時54分 休憩

午後 3時13分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第123号 指定管理者の指定について（自転車等駐車場）について、質疑のある方は発言を願います。

高倉委員。

○高倉委員 議案第123号について、今回、自転車駐車場の指定管理者が決まったということでございますけれども、前回、7年前から指定管理制度を導入したということで、今回また新たな指定管理者に決まったということで、この7年間ね、指定管理者を水戸市は活用して駐車場を運営してきたわけですが、民間の活力を使ってサービスを向上するというのが一つのねらいだったと思うんですが、この7年間指定管理者を活用してきて、自転車駐車場の運営を行ってきて、その評価というか、そういったものはどういふふうに総括していただけるのか、ちょっとお聞かせください。

○小泉委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 高倉委員の御質問にお答えいたします。

これまで2期7年、日本駐車場工学研究会において指定管理のほうを行っていただきました。当団体につきましては、全国展開をされている事業者でございますので、全国的なノウハウをこれまで導入していただきまして、雨天時の雨具の貸し出しであるとか、利用者への自転車のパンク等への対応、さらには水戸市の駐輪場の利用実態に即した時間帯の見直しなど、さまざまな点について御提案をいただき、市民サービスの向上が図られたものと考えてございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 評価としては、やはりサービスの向上につながったということで、一定の評価をされているということですね。

やはりそこが大事であって、この指定管理者を使っていくということは、市民サービスが向上していかなければならないというのがまず大事だと思うんですね。その上で、経費の削減とか、いろいろな効果があると思います。

今回ですね、新たに株式会社アビックというところに決まったということですが、そこで、今回の審査項目の点数を見ますと、特にこの法人が市内の業者であるということが加点の大きな要因だったかなと思うんですが、あと、ただいま申し上げたサービスという点で、施設の効果を最大限に発揮するという点で、ここでもちょっと差がついていると思うんですが、今回どのような提案があったんですか、この新たな業者から。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

施設の効用を最大限に発揮する点といたしまして、このたび新たな提案といたしまして、各施設の安全対策向上を図るため、施設内の路面表示の設置を含めた誘導標識の見直し、また駐輪場は地下施設も多いことから、照度点検を行いながら、照明の見直しを図ること、さらには空気環境測定を実施して、適切な環境を

整えることなどが提案されたところを評価したところでございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。主にハード面のそういった対策、その辺をしっかりとやっていくということで評価したというわけですね。

それと同じで、これまでどおりのやってきたサービスというのも維持されるということでよろしいですかね。そういった面をしっかりと維持していただいて、さらにサービス向上を図っていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、新たな業者に決まったということで、いろいろ初めてということで、ノウハウであるとか、その辺の部分の当面しっかりと見ていかなきゃならないと思うんですが、指定管理になると、やはり市の管理の目がなかなか届かなくなると思うんですが、今後、指定管理に対する対応の仕方をちょっと教えてください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新たな事業者がこれから指定管理を運営するところでございますので、しっかりと引き継ぎ、またこのたびの提案を踏まえた事業計画などについても、これから毎年度作成をしていただきながら、そして毎月事業の進捗について報告をいただきますので、その部分につきましては、しっかりと助言、指導を行いながら、円滑な施設の管理運営を図ってまいりたいと考えております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

前回の業者のときは、たしか2年で切って、1回指定管理を委託したということがありますね。そこはやはり初めて行うということで、いろいろな部分をしっかりと市のほうで見て、評価をしてやっていかなきゃならない、そういったこともあったと思います。

ですので、今回5年という契約でありますけれども、やはり毎年毎年しっかりとチェックをして、例えばサービスが下がったとか、市民から苦情が出ているとか、そういったことがあれば、それはもちろん途中であっても解除せざるを得ないとか、その辺もしっかりとやっていかなければ、使うのは市民ですから、指定管理者がかわったって、市民には関係ないですよ。それで、しっかりとサービスが向上したというならいいんですけども、下がったとか、苦情が出ているとか、そういうことのないように、その辺はしっかりと市の責任で取り組んでほしいなと思います。

以上です。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 今回の指定について、指定管理の議案が出ているわけでありましてけれども、裏面を見れば、当然審査項目、配点及び各団体の得点ということで、わかりやすく私たちが判断する基準をこういことだったんだよと教えてくださっていると思います。

今、施設効果のほうは、施設の効用を最大限に発揮するということで、今、新しい業者さんが路面表示というようなメリットを教えてくれたわけでありましてけれども、その一方で、これを見ただけではわからない部分、こちらにはもっと利点があったんだよと思われる部分が、どういうものだったのかなという疑問が



市民としては当然あると思っています。

上から見ると、今回の指定管理の業者さんに比べて、3番、管理に係る経費の縮減というのを見れば、点数は日本駐車場工学研究会のほうが高いわけでありまして。ということは、恐らくこっちのほうが高かったのかなというような問題も気になるところであります。

何で安いのにこっちなんですかという質問が市民から当然出てきます。その場合は、路面表示や照度点検、空気の管理等というような説明もできますが、事務所等の所在地というのは、地元の業者さんの有利な点数なんでしょう。そういう部分もあるんですよということを言うわけでありましてけれども、私たちからすれば地元業者の育成は当然であります。それから、何かあったときに、当然ながら工事の組合の方々、震災等あったときにすぐに対応してくれる。そういうこともあったわけでありまして、地元業者育成は当然だと思っていますが、その部分に関しては、市民の直接の利益にはつながっていないというのが事実でありますので、そのことを説明しながら、安い業者さんより高い業者さんの比があったよというのは、ちょっと言いづらい。

そうすると、やっぱり先ほど説明のあった路面表示、照度点検、空気管理なんかは今度変わっていくんだよと。それから、今までの空気を入れるサービス、パンクじゃなくて、自転車に空気を入れるサービスや雨具の貸し出しもそのままあるんだよということを説明したいと思うんですよ。

しかしながら、その中で、管理に係る経費の縮減という形で、それが、じゃそのサービスを受けると幾らぐらい安くなったんですかねと。こちらの業者さんだと幾らぐらい高くて、こっちだと幾らぐらいやすかったんですかねって。例えば、これ、全体の予算が幾らだったか忘れちゃいましたけれども、1億円弱だったような気もするんですが、そうすると、例えば片方が、極端な話ですけども、安いほうが1億円でしたと。例えば、高いほうが2億円でしたと言ったときに、このサービスで1億円というようなことが市民に説明がしづらいですよ。そうすると、経費の縮減というのは、どれほどの差があったのか。それから、今までも当然やってきているわけでありましてけれども、今までの予算がどれだけだったのか、それからどれぐらい差が少なくなるのか、それが3点、5点という評価になるのかについて説明をお願いします。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

経費の縮減のことについてでございますが、このたびの指定管理者を指定するに当たりましては、5年間の上限額を4億2,000万円ということで、物価上昇等を踏まえ定めているところでございます。そこからの縮減率について、それぞれが提案してきた金額で点数を評価したものでございます。

差につきましては、アピックよりも日本駐車場工学研究会のほうで5年間で約600万円安かったという現状でございますが、経費だけでなく、市民へのサービス向上を踏まえ、総合的に評価をした結果でございます。

以上でございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 もう一度確認しますが、5年間で600万円、1年間で120万円、それが今度は施設の効用を最大限に発揮できるということで、今度、照度点検したら、明るくしてくれるんでしょうね。あそこは結

構暗いんですよね、歩いていると。それから、路面表示も確かにわかりづらかったと思います。それでぶつかるようなこともあったと思いますので、すごくそれはよくわかりました。

そういう意味では、経費の削減に関しては600万円くらいということでありますので、理解はできますので、その程度かな。じゃ、わかりました。

それともう一点、そこから派生してなんですけれども、例えばこれだけその業者さんが言ってきておいて、実際はやらないとか、例えば途中から補正が組まれるような案件というのは、よく建設の現場では、例えば急激に資材が高騰した場合、スライド式で何%までは支払いが存在しますよなどということがありますけれども、建物等の整備、壊れを直す以外で、この部分に関しては、例えば増加するような要因というのはないんでしょうかね。

幾らでとりました。後から補正で、やっぱりこれが変わりましたので、このくらい欲しいです。それから、この路面表示、照度点検、空気管理等を実際にやらなかった場合、やらなかった場合の処罰等というのはあるんでしょうか。そこに関して、2点教えてください。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、大きな影響等があり、当初見込んだ金額と大きく異なるような場合につきましては、基本的に大幅な修繕、施設修繕などにつきましては、水戸市で負担等することに……

○須田委員 あるの。ほかにあるの。こういう案件で予想されるものってあるの。資材なんかの高騰というのはあるじゃないですか、建築では。これに関してはほとんどないでしょうという話。管理で。

○小林防災・危機管理課長 大きく変更する点はございません。

そして、2点目につきましては、適正な業務が改善されないような場合につきましては、水戸市と指定管理者における協定において、取り消し処分というところの位置づけでございますので、そういったところもしっかりと対応してまいります。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 そこに対しては、直接市民への影響、それからサービスという部分でありますので、安くとったはいけれども、例えばやらなかったとか、これはずるい方法でありますので、その管理だけはやってくださいということを要望して終わります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 質問は三つなんですけれども、一つは、前々回ですか、私ども、当時はシルバー人材センターや地元業者が請け負っていたのを、1社、これまでの日本駐車場工学研究会にという時点については、地元業者から東京の業者に移すとは何だということ指摘をした経過があります。

そこの関係でちょっと聞きたいんですけれども、今回の株式会社アビックというのは、地元の業者のようですが、現時点で水戸市で何かほかに受注しているような業務はあるんでしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

水戸市関連という部分につきましては、本庁舎の駐車場の保安警備などを請け負っているというところで

ございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 それで、会社が変わるわけですが、これまで日本駐車場工学研究会が雇って現場で働いていた方々の引き継ぎというのは、どうなるのか。企業等の雇用条件は下がったり上がったり、その辺はどうなるのかという点は、市として把握しているのでしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

雇用条件につきましても、仕様等で定めてございますので、そちらにつきましては、しっかりと守っていただくものでございますが、雇用ということにつきましては、現指定管理者との引き継ぎの中で調整をいただくものとなっています。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 最低賃金とかも年々引き上がっているわけですが、そういった当然守るべき水準というのがあるだろうと思うんですけれども、そういったものも当然クリアされているということで理解してよろしいんですか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 御質問にお答えします。

最低賃金などにつきましても、仕様で定めているところでございますので、最低賃金についても守られるような状況になってございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 最後ですけれども、先ほど5年間で4億2,000万円という御答弁があったんですけれども、債務負担行為の議案が出ていまして、令和元年度から令和6年度までに4億670万円というのとちょっと数字が違うなと思ったんですけれども、これはどういう関係でしょうか。

○小泉委員長 小林課長。

○小林防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

4億2,000万円というのは、指定管理者を指定するに当たって、水戸市が5年間の上限額として定めたものが4億2,000万円でございます。その仕様の中で、株式会社アビックが提案してきた金額、こちらが債務負担行為で示している金額になってございます。

○小泉委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第123号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第126号についてでございますが、議案第126号から議案第128号までの3件につきましては、いずれも健康増進等施設建設に関する議案でありますので、これらの議案について一括して質疑を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、議案第126号 健康増進等施設建設工事請負契約の締結についてないし議案第128号 健康増進等施設建設機械設備（給排水）工事請負契約の締結について、以上3件について、質疑のある方は発言願います。

田中委員。

○田中委員 本議案については、特別委員会で設計等に対する議論とか、地元の要望を踏まえた設計だとか、議論してきたので、その点は別に異論もないし、賛成なんですけれども、1つだけ聞きたいのは、清掃工場だとか最終処分場をつくる際に、工事が始まってから不法投棄のごみが大分見つかって、工事費が増額するという事態を招いたという経過があります。そういったことは、この当該施設の時点では想定されないのか、可能性はゼロとは言えないのか。つまり、そういった懸念については払拭できているのかどうかについて、その点のみお聞かせいただきたい。

○小泉委員長 宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 田中委員の御質問にお答えいたします。

当建設地は、もともと雑木林であったところでありまして、廃棄物の投棄や地盤等に関する問題はございません。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第126号ないし議案第128号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、第1表中歳出中第6款及び第7款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分を除く）について、質疑のある方は発言願います。

須田委員。

○須田委員 議案書②のほうで質問させていただきます。

議案書②の4ページ、5ページ、第4款の衛生費、2項清掃費の中にし尿処理費として予算が計上されていますが、この内容について、もう一度説明願います。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

内容につきましては、台風第19号により泥水等が入った浄化槽の清掃費用につきまして、その半額を被災者支援として補助するものでございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 合併浄化槽が汚れたから、それをきれいにするときに半額を出すよということですけども、これに関して、県内、国内でこういう例というのは今まであるんでしょうか。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 調べた限りにおいてはございませんでした。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 市民にとっては大変いいことだと思っておりますが、市民に寄り添う、という言葉がたくさん出てきましたけれども、今回の議会の中で。これ、水戸市でやると、県内の自治体は、水戸市ではやっているよという、水戸市というのは県都でありますので、どうしても水戸市ではやっているよという目線で見ることになると思います。そうすると、県の中心であり、県をリードしていく私たち水戸市の施策としてやって、他の市町村にも大きな影響を与えていくということなど考えていたのかなということ、そこを知りたいなということ。

もしくは、水戸市でこうやってやりました。実は合併にかかわることなんですけど、幾ら仲よし仲よしにして合併しようとしても、合併は進んでないですよ。やっぱり特別なお金を借りられるとき、平成の大合併のときは皆さん合併しましたけれども、今はしない。そうすると、例えば水戸市はここまでやりましたよ、ほかの市町村はできないでしょうという、うらやましいような話が出てくれば、当然ながら市民からすれば、やっぱり水戸市と合併しなきゃだめなんだなというようなイメージも出てくると思うんですよ。

というようなことを考えれば、水戸市でこのお金を出すことはいいですけども、例えば、じゃ市民が困っていて、何々してくださいということに対して、ほかの前例があるかどうか知らないけれども、今のところなかったと。そうすると、水戸独自のものだったと当時は判断してあったかもしれないけれども、判断して出したとすれば、これを行き当たりばったりで予算化していくということになってくると、私はいいことないなと。だったら、もともと田中委員が言っていた国民健康保険のお金、財政調整基金を全部崩してでも1万円ずつ安くしろよという話と同じようなイメージになってくるんです。

そう考えると、市民から言われたからやるという考えでやっているのか、全体的な考え方を持ってやっているのかということについて、ちょっと答えていただきたいと思います。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

今回の台風第19号におきましては、激甚災害の指定を受ける大きな災害となっております。同じ衛生管理課で担当しておりますし尿処理手数料につきましては、こちら、手数料を免除しておりますが、浄化槽については、減免あるいは免除の規定が一切なく、住宅再建のための支援制度での被災者の御意見や電話等での問い合わせを考慮して、2分の1程度御本人に負担いただき、残り2分の1を市で負担するということとしております。

須田委員のおっしゃるように、水戸市が前例となるかもしれませんが、今回の災害につきましては、被災者支援の一環として補正をしたいと思っております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 反対ではないですよ。できるだけことはやってあげるといのは当然なんですけれども、それが全庁的にその場その場でそういう事例をあちこちでつくっていくと、最終的には何でも市がやらなきゃならないよというようなことになっていくので、もうちょっと整理をして考えなきゃいけないんじゃないですかという提案ですので、例えばハチの駆除その他に関してでも、補助を出してください、消防でやってください。こういう要望は無限にあります。無限にあるし、今回は激甚災害ですから、やってあげるのは当然ですが、やはりそののこのところに関して、その場その場での決定じゃなくて、全体として必要な予算なの

かどうか、それがどういう影響を与えるのか等について、きちんと精査しながらやっていただきたいという希望です。一時期ハチだってやりましたよね。消防はもう見ませんよと。1万5,000円払いますよ。その後また消防に戻りましたよ。またその後になったら1万5,000円になりましたよと、こんなことが起こっていると、現場も混乱するし、じゃ浄化槽は半額になったんだ、これだって何とかしてくださいよ。何々だって、これ何とかということになっていくことが嫌なんですということなんですよ。

そして、水戸市がやるということは、茨城県全域はそれに合わせてこなきゃならない。財政的に厳しいところも当然ある。となると、水戸市がリーダーなんだから、そういうものに関しても、周りまで目を配って、他市町村などの状況も見ながら、リーダーシップをとってやっていってくださいという要望ですので、それで結構です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第131号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第132号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

田中委員。

○田中委員 給与改定の条例ですが、まず給料表が0.1%引き上げ、ボーナス、期末手当の勤勉手当が0.05アップということですが、総額どれぐらい引き上げの影響があり、1人当たりどれぐらいの増となるのかというのが1点目です。

それから、住居手当も改正されるのが、ちょっと何か複雑なんですけれども、御説明がなかったんですが、計算方法、参考資料の4ページに載っているんですが、要するにふえる人と減る人がいるというふうになっているんだと思うんですけれども、その人数だとか影響額というのはどういうふうになっているのかというのをお示しいただければというふうに思います。

○小泉委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の給与改定による影響額でございますが、一般職の給与の改定の影響額、水道事業会計と下水道事業会計を除く一般会計と特別会計の合計で総額約5,800万円の増額、職員1人当たりになりますと、平均で3万円の増額という形になります。

それから、住居手当の影響額でございますが、減額になる方、減額の幅ですけれども、今までに支給されておりました住居手当と比べてマイナス500円からマイナス3,000円の範囲内の減額の方が全部で235人で、100円から1,000円の間で上がる方が230人という形になっておまして、合計しますと、マイナス240万円ぐらいの減額という形になっております。

以上です。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 減る人については、段階的という例示がされているようなんですけれども、こういった点は、職員組合のほうとは合意されていらっしゃるのでしょうか。そういう仕組みをつくった経過もあるだろうと

思うんで、お示しいただきたいと思います。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告におきましては、国におきましても経過措置を1年間設けているところなんですけれども、今回2,000円の幅で減額される方が多かったということもございまして、組合交渉を進めていく中で、2年の経過措置を設けることについて、合意をしているところでございます。

内容についてですが、令和2年度につきましては、1,000円を超える減額の方は、その年度につきましては、今年度支給しております住居手当から1,000円を引くような形で住居手当を支給、令和3年度につきましては、2,000円を超える減額となった方に関して、今支給しております住居手当から2,000円を控除した額を支給するというので、影響幅をだんだん返していくような形にして、令和4年度に完成するというような形にしております。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 お考えをちょっとお聞きしたいんですけども、議員報酬のことでちょっとお聞きしたいんですが、この上がる理由として、今現在、市民の方も増税があって、負担が上がっているとか、あと水道料金が上がって負担がかかるとか、そういった不安を抱えている中で、あと市長も20%削っているという中で、市民にも説明する上で、議員の報酬だけは上がっているなというふうに言われてしまうと、やはり私たちもきちんと説明をしなければならないので、市のお考えをお聞きしたいなと思ってお伺いいたしました。お願いします。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議員報酬につきましては、ここのところずっと据え置きという状況になっておりまして、期末手当の部分だけが変更になっているというような状況になっております。

この議員の期末手当につきましては、人事院勧告を踏まえまして、本市の常勤特別職の支給率と同様の支給率をということで、これまでずっとこういった経緯で支給をしてございましたので、今回も同様に条例の改正を提案させていただいたところでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第132号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第133号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第11款中文教福祉委員会所管分、産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）

について、質疑のある方は発言願います。

田中委員。

○田中委員 まず、全体なんですけれども、この補正については、37億円全体でプラスというふうになっていますが、さっき議論が済んだ議案第131号は22億4,300万円、この後の報告第98号は6億6,000万円ということで、災害関係で主に66億円ぐらい補正なんですけれども、例えば災害廃棄物処理経費は約19億円ほか、運動場等の修繕経費は2,300万円とかというふうになっているわけなんですけれども、査定があった後に国から来る分というのが見込まれるだろうと思うんですけれども、例えばこの案件ですと財政調整基金を2億5,000万円使っているわけなんですけれども、特別交付税だとか、つまり国、県から来る分というのも一定は見込まれているんですが、今後、査定を通じて戻ってくる分というのは、予測はできているのでしょうか。まだそこまで行ってないのか、そういった全体の状況をちょっと聞きたいということです。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回、台風災害につきましては、10月14日付の専決処分、プラス11月1日の専決処分、そして今回の12月議会に提案したもののうち、財政調整基金を除いた部分でございますので、総額では特別会計を含めまして約56億円の補正予算を組んでおります。

これで一般財源としましては、その約3億9,000万円が財政調整基金の繰り入れで対応しております。残った分については、国、県の補助または市債の発行に加えて特別交付税も見込んで予算措置をしているところであります。

今のところ、法に基づいたルールで国、県の補助金を算定しておりますので、補助対象外、対象内という多少の増減はありますけれども、想定した額で財源が入るものと見込んでおります。

以上であります。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

一般財源3億9,000万円とか、市債というのは、要するに市の負担だというふうに思うんですけれども、つまり国、県からの補助だとか、特別交付税というのが査定を通じて、これも災害でしょうというふうに見られて、追加で来るということは余りないということですか。ちょっとその辺がわからなかったので、もう一度お願いします。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 災害廃棄物の処理や災害復旧費というのは、見込みで専決処分をさせていただいて、今、随時執行しております。

事業費のほうの額が動くことで、パーセンテージで補助率が決まってくるので、額のほうは、もしかすると歳出額に伴いまして減額もございますが、割合としては、このルールが守られるものと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、我々には単純計算してくれなきゃ困るんだよ。総額は約66億円で、今のところ



56億円出ている。そうすると、災害救助法では、最終的に適用された場合、水戸市に幾ら補助金が出るのかという単純計算を教えてください。

○小泉委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 項目ごとに100%国補助のものもあれば、2分の1のものもございしますが、この56億円ベースであれば、国庫支出金が約23億円、県支出金が8億7,000万円というのが見込んでいる数字でございます。別途、特別交付税として8億6,000万円程度を見込んでおります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、今の計算で足したやつは39億円。

[発言する者あり]

○小泉委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 3つの合計で、約40億円になります。

また、別途市債の発行を11億4,000万円見ておりまして、一般財源がその差し引きで、3億9,000万円でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、最終的に水戸市の持ち出しは3億9,000万円ということ。それでは66億円にならないでしょうよ。54億円と計算すると。

○小泉委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 まず、台風被害の分として、補正額としましては、財政調整基金の積み立ても今回12月の議案では行っております。ですので、台風という抜き出しですと56億円でございます。そして、国・県支出金、また特別交付税で約40億円、市債の発行で11億4,000万円ですので、差し引きが一般財源3億9,000万円になります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 市債の11億円というのは、あくまでも借入金でしょうよ、これは。借入金に対して補助が来るというならいいけれども、ないから市債にするんでしょうよ。そういう意味じゃないのかな。11億円が来るから市債にするの。足りないから市債にしたのと違うの。

そうすると、トータルで11億円足りないという計算でいいの。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 国・県支出金、特別交付税を除いた分の約15億円については、先ほど申しましたとおり、11億円の市債と4億円弱の一般財源でございまして、市債の発行につきましては、この11億円が償還に基づいて、償還時に交付税措置されるものが6割なり8割というルールが決まっておりますので、市債の発行を決断したわけでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、償還財源を引くと11億円だから、大体4億円ぐらいで、4億円と足せば8億円ぐらいが水戸市の持ち出しだと、そういう計算でいいの。

○小泉委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 申しわけありません。11億円については、さまざまな市債でございまして、物によって95%交付税措置があるものや、47%というものなので、単純計算はできませんけれども、半分以上はこれから15年、20年かけて償還する中の償還額に対して、半分以上は交付税措置がされると見込んでおります。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、報告第95号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第98号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第6号））について、質疑のある方は発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、報告第98号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第99号 専決処分について（令和元年台風第19号による被災者に対する市税の減免に関する条例）について、質疑のある方は発言願います。

高倉委員。

○高倉委員 反対するものじゃなくて、賛成します。

その上で、ちょっと災害時のこれらの一つの考え方になるのかなと思うんですが、市税の減免の中で、死亡した場合ですと、生活扶助を受けることになった場合は全部、障害者となった場合には10分の9ということなんですが、この死亡という考え方なんですが、これは例えば災害が起きて直接亡くなるというものなんですかね。あと、例えば避難所なんかで長期にわたっていて、災害関連死で亡くなる、そういった場合もあると思うんですね。そういった場合も、この死亡というふうになるのか、その辺の考え方、基準をちょっと教えてもらいたいので、あとこの障害者となった場合ということで、10分の9ということで、死亡した場合とか生活扶助を受けた場合は全部なんだけれども、障害者については10分の9なんだということで、ちょっと私からすると、障害者になるというくらいですから、相当なダメージを受けて、仕事なんかできなくなる、そういうことも考えられるので、単純にこれは全額減免でよろしいんじゃないかなと思うんですが、なぜ10分の9になるのか、その辺、ちょっと2点だけ教えてください。

○小泉委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、災害に関連した死亡につきましては、今回の減免に該当するというところでございます。

また、障害者に対しての減免の割合でございますが、こちらにつきましては、国のほうで示しています基準に基づいて減免の条例を制定しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。

国の基準ということですが、ただ、条例でありますので、水戸市で判断できる部分もあると思うんですね。こういった場合、やはりその実情に応じた判断も必要なのかなと思うので、今後、また災害が起きた場合、またこういった条例を制定しなきゃならないこともあるかなと思うので、その辺も考えていただき

いなというふうな意見だけ最後に。

〔「ちょっと委員長、関連で」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 昨日もNHKのテレビでやっていたんですが、SNSで一番問い合わせが多かったのはハザードマップの話だと。しかし、ハザードマップがなかなか今回の災害には適応しないということと、水戸市でハザードマップは小林課長のところにつくっているんだっけか。これは水戸市で今回はほとんど合っていないでしょう。

合っていないというのは、ハザードマップのとおり浸水被害が出て、それ以外は浸水被害が出なかったというものじゃないでしょうよ。ハザードマップの範囲内なの。じゃ、水戸市は、あの災害時にハザードマップで指示したんだ。

いや、ハザードマップがほかはほとんど合っていないということだったんだけど、水戸市はハザードマップの範囲内だったということを知れば、それでいいです。

○小泉委員長 ほかにございますか。

滑川委員。

○滑川委員 市民税の減免についてなんですけれども、納税義務者のところで、同一生計配偶者というふうには、または扶養親族というところが書かれているんですけれども、この同一生計配偶者というのはどういう定義で、異性間の婚姻なのか。被災して同じ被害があった場合、今は、いばらきパートナーシップ宣誓制度があつて、そういった宣誓書ももう出ていますから、同じ家屋が被災したとか、両隣が減免されて、自分たちは同性同士だから減免の対象にならないというふうになってしまうと、これは減免の平等ではないのかなと思って、その辺のお考えをお聞かせください。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの滑川議員の御質問にお答えします。

同一生計配偶者ということで、所得税法あるいは住民税の地方税法に基づいて、所得38万円以下の方を扶養しているような場合に、被扶養者のことを配偶者の中で同一生計配偶者というような形で規定をしております。今回の御本人自身が居住しているような家屋のほかに、所得38万円以下の扶養者が所有している家屋、あるいは扶養親族、これも38万円以下の3親等以内の親族になるんですけれども、そちらのほうに居住の家屋、被災した場合には、所有と同等に扱って減免を行うというような形で、これも国の基準のほうで示されているような内容に準じて今回策定しておりますので、そういった中で、税法上の中で整理しております。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、税法上のものでは、婚姻をしている者の中での配偶者が該当になるので、パートナーシップの関係で言うと、該当にはならないような形になっております。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 今現在は、同性間のパートナーで生活していた場合とかは、そういった保障はない。減免とか、そういったものは今現在は無いということですね。

○小泉委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの御質問にお答えします。

税務上で言いますと、パートナーシップ等につきまして、税の控除の対象に現在はなっておりませんので、そういった中で、減免のほうの基準も国に準じてという形になっております。

○滑川委員 ありがとうございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 台風第19号被災者に対する税の減免ですから、もちろん賛成なんですけれども、1つ目の減免の対象というところに、10月以降の納期に係る税額というふうにあります。令和元年度分ということになるので、10月から半年分というふうになるのかなと思うんですが、例えば東日本大震災の折に被災した場合に、余りにも甚大だというので延長したりしたこともあると思うんですが、今、福島県の避難者については、いまだに継続してそういう対応をとられているんだろうと思うんですが、そういったことはないんでしょうかね。

仮に、例えば3月に起きたのを、年度内しか減免しないということになると、ほとんど減免されないということになっちゃうんですけれども、そういった判断というのはどういうふうにされるんでしょうか。

○小泉委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

減免の対象となる税額につきましては、被災された方が納付すべき当該年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の到来するものについて、減免の措置を講ずることとする国の基準に基づき条例を定めております。したがって、令和元年度の市民税と固定資産税のうち、発災したのが10月12日でございますので、10月以後の納期限の到来する税額を対象とするものでございます。

もう一点、3月にも被災されたならばということの御質問についてでございますが、こちらにつきましても、総務省のほうでその都度、被災された場合に通知がございまして、東日本大震災のときには、やはり総務省のほうからの通知で、翌年度分の市民税等について減免するという通知が来ておりましたので、そういった形で対応した次第でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、国の通知に従うんだということなんだろうと思うんですが、水戸市においては、非常に甚大な水害、過去最大と言ってもいいぐらいのところ、今、藤が原の県営住宅などに恐らく長期にわたって避難しなければならない状況の方が多数いらっしゃると思うので、そういった減免の延長についても検討していただきたいというのは、これは要望として申し上げておきたいと思います。

もう一つは、裏面に、2ページに土地と建物というふうにあります。土地に土砂が堆積した方はたくさんいらっしゃると思うんですが、よく読むと、これ、従前の用途として使用できない状態というのは、つまりどかせば使えるという場合は減免にならないということになっちゃうんでしょうか。

家屋については、イのほうで全壊、大規模半壊、半壊で、減免割合が分かれていますけれども、例えばこれは被災者支援金の問題でもよく言われていることですが、半壊は1メートル未満、大規模半壊は1.8メートル未満ですか、全壊はそれ以上ということだけでも、1回水につかれば、もう家財道具や電化製品等は全部だめということで、家屋も床をはがして、壁をはがして、かなりお金がかかるという現実

余り変わらないということも言えると思うんですね。そうすると、ここに差をつける意味が何かあるのかなというふうにも思うんですけども、これはどういう決め方なんでしょうか。

○小泉委員長 佐々木課長。

○佐々木収税課長 ただいまの田中委員の御質問についてお答えいたします。

まず、土地についてでございますが、土地につきましては、やはり隆起とか沈降、あるいは土砂の流入、流出、その他土地の形状の変化が生じて、敷きならしとか埋め戻し、その他の行為をしなければ当該土地の従前の用途として使用ができない状態になった土地ということでございますので、今御質問のあったような状況ですと、基本的には減免の対象になってくるものと思われま。

家屋のほうの減免、損害の程度につきましては、半壊、大規模半壊、全壊というふうにございますが、それぞれの損害の程度に基づいて減免の割合も決めてございます。こちらにつきましては、やはり国のほうの基準に基づいて対応してございます。御理解をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 しかし、実態は非常に気の毒な状態の方が多いわけなので、その点は、国レベルと言われればそうなんだろうが、是正を求めたいと思いますが、最後に申請期限というのが出ていますけれども、基本的に被災者の皆さんは、もうこういった申請は漏れなくされているというふうに考えていいのかという点であります。

さっきおっしゃった土地とか家屋についても、被災者全体として、市民税ですけれども、減免ということできているということでもよろしいでしょうか。

○小泉委員長 佐々木課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問についてでございますが、減免の申請につきましては、罹災調査の経過を踏まえて、該当されている方には減免申請書を順次、お送りしております。

申請書の受け付けにつきましても、郵送または窓口において行っておりますが、やむを得ない事情等により申請ができない場合も、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、報告第99号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。明日13日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知お祈ります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時10分 散会